

# R-bec

Working Paper No.11

## 中国における商業賄賂とその企業活動への影響

梶田 幸雄

麗澤大学外国語学部  
教授

田 漢哲

中国大成法律事務所  
パートナー・弁護士

平成26年3月20日

発行者：麗澤大学企業倫理研究センター

## はしがき

中国において商業賄賂が蔓延し、この具体的な対策として商業賄賂撲滅のための立法が急ぎ検討されている。

現在は、反不正競争法（不正競争防止法）8条で贈収賄行為を処分すると規定し、この規定に基づき「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」（1996年11月15日公布、同日施行。全12条）で多少具体的な禁止行為を定めているが、罰則規定は不十分である。また、ここでの商業賄賂は、事業者が商行為を行う際に相手側単位または個人に賄賂を贈る行為とされ、公務員に対する贈賄は必ずしもこの対象にはなっていない。

今日問題となっている商業賄賂とは、企業が事業遂行上において不法な便宜供与を得るために、公務員に対して金品を贈る行為をいう。

取り締まりは最高人民検察院に委ねられているが、既存の法の枠組みだけでは取締りが充分ではない。より具体的な取締りをするために、中国商業部は、(1)地域、部門、業種をまたがった商業詐欺事件の防止体制、(2)商業賄賂収受者に対する責任追及規則を定めるとしている。

中国進出外資企業も地元の政府関係機関にさまざまな付け届けなどをしないと、便宜供与が受けられないという話もしばしば聞く。いかなる反商業賄賂法が立法されるのか注目される。日本においても不正競争防止法18条により外国公務員への贈賄が処罰の対象になる。中国の公務員から賄賂をもとめる素振りがあっても、拒否できる体制を整えなければならない。

そこで、この研究においては、(1)中国における商業賄賂の概念を明らかにし、(2)実務上においてどのような事件が発生し、どのように処理されているのかという事例研究を行い、(3)中国進出企業、とりわけ日本企業はどのような管理体制を構築し、中国人従業員を教育するのが適当であるのかという提言をし、さらに、(4)中国においてどのような商業賄賂行為を防止する立法が求められるのかという立法提言もを行うことを意図した。

第1章は、「中国の経済刑法および商業賄賂関係法」について叙述した。ここで、中国の経済刑法および商業賄賂規整法について概観とともに外資企業に対する影響、外資企業が認識し、とるべき対策について検討した。

この問題について検討する上で、以下、(1)経済犯罪、商業賄賂取締りの現状、(2)経済刑法の概要、(3)商業賄賂の概念および関係法の概要、(4)商業賄賂に関する若干の事例研究をし、(5)外資企業への影響と対策、(6)企業犯罪防止のための中国政府に対する提言の順番で検討した。

第2章は、「中国事業における企業コンプライアンス体制の構築」として、中國国内外における汚職リスクが高まる経営環境において、法に基づく経営を行い、効果的なコンプライアンス体制を確立することが不可欠であることを指摘している。効果的なコンプライアンス体制を構築するためには、商業賄賂禁止に関する行動規範、指針及び手順を明文化して、企業全社員に周知させる同時に、持続的な社員研修、定期的なモニタリングなどの措置を通じて、有効な社内統制を行うことが重要である。企業の経営環境、国に法令政策が変化するごとに伴い、自社のコンプライアンス体制上の問題点を視野に入れて、適時に改善策を講じて、コンプライアンス体制を見直すことも留意が必要であることを明らかにした。

2014年2月

梶田 幸雄

共同研究執筆者

梶田 幸雄 麗澤大学外国語学部教授・企業倫理研究センター研究員  
(第1章執筆)

田 漢哲 中国大成法律事務所パートナー・弁護士  
(第2章執筆)

## 目 次

はしがき	.....	i
第1章 中国の経済刑法および商業賄賂関係法	.....	1
はじめに	.....	1
第1節 経済犯罪、商業賄賂取締りの現状	.....	3
第2節 経済刑法の概要	.....	5
第3節 商業賄賂の概念および関係法の概要	.....	9
第4節 商業賄賂犯罪の適用基準：事例研究	.....	20
第5節 外資企業への影響と対策	.....	30
第6節 企業犯罪防止のための中国政府に対する提言	.....	41
まとめ	.....	49
第2章 中国事業における企業コンプライアンス体制の構築	.....	55
はじめに	.....	55
第1節 商業賄賂多発の原因及びその弊害	.....	56
第2節 反腐敗・汚職防止を巡る最近の動向	.....	57
第3節 コンプライアンス体制の構築と整備	.....	61
まとめ	.....	72

## 第1章　中国の経済刑法および商業賄賂関係法

### はじめに

中国において企業の経済犯罪が増えていることは周知の通りである。とりわけ商業賄賂が蔓延し、この具体的な対策として商業賄賂撲滅のための立法が急ぎ検討されている。

企業の犯罪、経済刑法ということに関して言えば、商品経済の発達および市場経済化の推進に伴って、個人と個人の財産関係から、個人と企業、社会財産にかかわる利害の衝突が増えてきていることから生じている問題であるということが言える。

経済犯罪とは、行為者が不法な利益を得るために、経済取引において許容される経済活動方式を濫用して、すべての直接・間接的に規律される経済活動の関係法規に反して、正常な社会主義商品経済活動に危害を加え、経済生活秩序を乱す行為である。この行為が、経済犯罪として刑法によって規律されている。

鄧小平は、1982年に「我々は、一方の手で改革開放を堅持し、もう一方の手で経済犯罪を取り締まらなければならない。」<sup>1</sup>と述べている。同年、全国人民代表大会<sup>2</sup>（以下、「全人代」という。）常務委員会は、「重大な経済破壊をする犯罪を厳しく罰することに関する決定」を発布した。

現行刑法は、経済犯罪行為を(1)工商管理秩序を妨害する犯罪、(2)金融管理秩序を妨害する犯罪、(3)税関管理秩序を妨害する犯罪、(4)徴税管理に危害を加える犯罪、(5)知的財産権を侵害する犯罪、(6)汚職賄賂犯罪、(7)環境資源破壊罪、に分類して規定している。

最近、共産党中央規律検査委員会<sup>3</sup>と国務院監察部<sup>4</sup>は、汚職・腐敗を取り締まるウェブサイト<sup>5</sup>を立ち上げた。反腐敗活動、政府高官の腐敗裁判などについて報道しているほか、市民が、匿名で腐敗を簡単に告発することができるようになっている。

このサイトは、一般国民が腐敗を一それが高官である「虎」であろうと、低い身分の官吏「ハエ」であろうと関係なく一通報するチャンネルとの宣伝文句

で導入された<sup>6</sup>。中国共産党の機関紙の人民日報は、2014年1月早々に電子版サイトで、「誠実な官僚」に「虎もハエも」撲滅する力を与えるというゲームを公開した<sup>7</sup>。中国での反汚職運動は「全国民の義務」だと説明されている。

中国共産党および政府は、本当に反腐敗取締りを機能させようと考えているのか、単なるガス抜き、ポーズに過ぎないのかは判然としない。やはり、市民は懐疑的なようだ。

それでも習近平体制になってからの中国は、とりわけ共産党や政府高官と企業との癒着や贈収賄を問題視しており、この取締りを強化している。経済がグローバル化する中、公平・公正な競争を推進する必要性を中国政府も認識している。党・政府幹部の贈収賄事件についても経済刑法に整序されるものが多い。

米国証券取引委員会（SEC）は、J.P.モルガンが中国政府高官の子女を雇用することで、業務上の利益を得ようとしているのではないかということで、同社を調査した。この調査の意図は、単純に中国で事業展開をしている米国企業の活動を監督しようとしたものなのか。または、本心ではこれを契機として、中国の政府高官や企業の腐敗を暴こうとしているのか、もしくは、中国政府にかかる行為を厳しく取り締まるように促そうとするものなのか。

日本もこれに習ったように愛知県警が、2013年9月11日にトヨタ自動車系の自動車マフラー大手「フタバ産業」元専務を、現地法人に便宜を図ってもらおうと、中国の地方政府幹部に賄賂を渡したとして、不正競争防止法違反（外国公務員への贈賄）容疑で逮捕したことが報道されている。

中国事業を展開する企業は、経済犯罪、反腐敗という観点から自らを律するリスクマネジメントがこれまで以上に重要になる。

そこで、この章では、中国の経済刑法および商業賄賂規整法について概観するとともに外資企業に対する影響、外資企業が認識し、とるべき対策について検討する。

この問題について検討する上で、以下、(1)経済犯罪、商業賄賂取締りの現状、(2)経済刑法の概要、(3)商業賄賂の概念および関係法の概要、(4)商業賄賂に関する若干の事例研究をし、(5)外資企業への影響と対策、(6)企業犯罪防止のための中国政府に対する提言の順番で検討する。

## 第1節 経済犯罪、商業賄賂取締りの現状

### 1 経済犯罪事件の現状

共産党第18回大会は、中国のGDPおよび市民の収入を2020年までに2010年比倍増するという目標を掲げた。この目標は、賃金収入の少ない低所得者層に希望を持たせたが、富める者のみを富ませるのではないかという疑念が強くある。

西南財経大学が行った家庭金融調査報告書によると2010年の中国のジニ係数は0.61と世界の平均値0.44を大幅に上回っている。この事実は、中国の家庭収入の格差が大きいことを証明するものである。

国家統計局が発表した資金流量に占める労働報酬の比率は、2000年の55.3%から2010年には47.8%に減少している。これは、賃金収入が減っているということであり、この10年間で都市と農村、地区間、業種間の収入格差が拡大していることの証左もある<sup>8</sup>。

山東省の中学校教師は、「14年前に内蒙古の教員であった時には基本給のほかに福利厚生手当、住宅手当などを含めて合計1,000元程度の収入でしかなかった。山東省に着任して賃金は3,000元になったが逆に、物価上昇、各種支出増で生活は苦しくなっている。例えば、子供の就学前教育費500元、老人扶養費600元、生活費1,000元、不動産賃借料1,000元もかかる。もし、妻のパート収入1,200元がなければやって行けない。」と言う<sup>9</sup>。

一般市民がこのように切り詰めた生活を強いられているのに共産党幹部や公務員の腐敗は絶えない。「反腐敗ブルーペーパー(2012年版)」(反腐倡廉藍皮書)が2012年12月19日に発表された。中国社会科学院中国廉政研究センターが2011年12月から2012年6月までの間に8省・市を訪問し、聞き取り調査を行った結果をまとめたものである。同センターは、「毎週の公費による飲食回数」、「金品の贈收回数」、「1年間の予算外支出」などについても調査した。

腐敗の実態は、全国規律検査監察機関の立件状況などからも明らかである。2011年に全国規律検査監察機関は、134万5814件の告発を受け、13万7859件を立件し、13万6679件について結審し、14万2893人を処分したという。うち、県以上の幹部は4843人で、司法機関に移送された県級幹部は777人で

あった。

全国の衛生関係部門では 169 件の賄賂事件について立件、処分されている。この事件の金額は 4231 万 7600 元、289 人が行政処罰され、75 人は刑事罰が科せられた。

このような贈収賄を取り締まるために中央規律検査委員会は、この 5 年間で単独または関係部門と共同で約 50 の法規を制定し、各省市区は約 500 の法規を制定している。2012 年には、国有企業指導者が清廉業務執行規定に反する行為をした場合や違法な手当を支給した場合に「中国共産党規律処分条例」を適用するという規定を制定するなどの法整備を行っている。それでもなお、こうした対策が十分に機能していない。さらに厳密な法整備が必要であり、懲罰規定も定めなければならないようである。

## 2 贈収賄事件の増加

最高人民検察院<sup>10</sup>反汚職・賄賂総局は、商業賄賂に関する統計数字を全人代における業務活動報告で発表している<sup>11</sup>。これによると、2012 年の刑事事件として立件された贈賄事件は 1 万 9,003 件で不法所得として没収した金額は 533 億元であった。

全国の検察機関は、建設工事、土地譲渡、所有権取引、および商業保険、銀行クレジットなどの分野を重点に商業賄賂に関する取り締まり、犯罪の立件を行ってきた。

2009 年に全国の検察機関が立件した商業賄賂事件は 6,277 件、この事件にかかる金額は約 9.18 億元であった。そして、公訴提起されているものが 1,946 件あり、うち 1,882 件については有罪判決が下されている<sup>12</sup>。

2009 年時点に比べても今日の商業賄賂事件が如何に増え、金額も多額になっているかが明らかである。

収賄が多くなっていることも最近の特徴である。2009 年の最高人民検察院の統計であるが、収賄事件が 4,849 件と全体の 77.25% を占め、贈賄は 1,197 件、19.07% である<sup>13</sup>。

最高人民検察院は、2009 年 6 月に「最高人民検察院の贈賄犯罪捜査に関する暫定規定」（2006 年制定）を改正した。新しい規定は 9 月 1 日から施行されて

いる。重要な改正箇所は、旧規定では立件する事件の範囲が限定されていたところ、この範囲に関する制約を撤廃し、建設、金融、医薬衛生、教育、政府買付といった5分野にも拡大したことである。

建設分野においては、中央政府がすでに発布している「建設工事分野の際立った問題を専門的に統治する業務を展開することに関する意見」に基づき取り締まりが行われている。2009年1－6月に都市建設分野にかかる商業賄賂犯罪事件が2,495件あり、関与した人数は2,724人にのぼっている。商業賄賂事件のうちの建設分野にかかるものが全体の39.75%を占めている<sup>14</sup>。自然災害後の復興建設にからみ、国家公務員が行政審査権を利用して賄賂を要求するなどの行為が少なくないことが原因である。

上記の暫定規定の改正、施行により、商業賄賂として捜査対象とされる範囲が拡大されれば、立件される事件数はさらに増加することが予測される。公正、公平な商取引を実行し、正常な経済成長を維持し、民生を保護し、安定を保つには必要な措置である。公正、公平な商取引慣行が形成されれば、外国企業にとっては商取引に関する予測（コスト予測も含めて）が立てやすくなり、中国政府としては、外国企業の対中投資が増えることにもなるという効果も期待できる。

商業賄賂などの不公正、不公平な取引慣行をなくそうとする上で最も強力な手段は、贈収賄者およびこの直接当事者の所属する企業等単位に対して刑事罰を科すことである。そこで、次に刑法において商業賄賂などがどのように規律されているのかについて検討する。

## 第2節 経済刑法の概要<sup>15</sup>

### 1 経済刑法の概念

1980年代初から中国は急速に市場経済化を進めてきた。市場経済における経済活動は活性化したが、このとき経済分野で多くの犯罪が発生した。個人と個人の財産関係から、個人と企業、社会財産に係る利害の衝突ということが増えてきている。経済行為から生じた犯罪なのか否かの分類、判断も難しくなってきている。

かかる行為を法律により規律する必要性を中国政府は感じ始めた。また、この法治は、市場が求めているものである。市場経済の健全な発展のためには安定した秩序が欠かせないと考えるからである。そこで、経済活動によって正常な取引秩序を乱す行為を経済刑法として規律しようとする考え方が出てきた。

それでも経済刑法は、最近まで厳格な法的意義をもつ概念ではなかった。経済刑法について始めて言及されたのは、劉白による 1986 年 9 月 26 日の中国法制報における「経済刑法初探」という論説であった<sup>16</sup>。また、初めての書籍は、劉白＝劉用生の『経済刑法』（群衆出版社、1989 年）であった。

経済犯罪に関しては、その犯罪の構成要件および刑事責任の追及方式が伝統的な刑事犯罪と異なる点がある。こうしたことから経済刑法学という学問分野も形成された<sup>17</sup>。

現時点において、経済犯罪の概念については、必ずしも統一的な見解が定まっているわけではない。一般に学説上、広義の経済刑法、狭義の経済刑法、折衷型の経済刑法という分類がある。

広義の経済刑法は、一切の経済活動と経済利益に関する刑法規範をいう。例えば、(1)経済領域において社会主義経済を破壊する行為<sup>18</sup>と、(2)社会主義市場経済関係を侵害し、法により刑事罰を与えられる一切の行為<sup>19</sup>があるとされる。

狭義の経済刑法は、経済全体およびその重要な部門を保護対象とする法律をいう。この場合、範囲が狭すぎ経済刑法は経済管理刑法とでもいうようなものになってしまふ。経済犯罪は、自然人または法人が商品の生産、分配、流通およびその他の管理過程において、故意に経済管理法規に違反し、経済秩序を破壊し、この情状が重大な行為をいう<sup>20</sup>。

折衷型の経済刑法は、経済活動を規律し、管理統制する法律規範であり、とりわけ一切の経済構造および経済取引に必要な商品の生産、分配および取引に関する法規をいう<sup>21</sup>。

経済犯罪とは、行為者が不法な利益を得るために、経済取引において許容される経済活動方式を濫用して、すべての直接・間接的に規律される経済活動の関係法規に反して、正常な社会主義商品経済活動に危害を加え、経済生活秩序を乱す行為である<sup>22</sup>。

上述した通り、経済犯罪の概念については、必ずしも統一的な見解が定まっているわけではない。しかし、上述の3つの説示には以下の5点の共通項がある。第一に、(1)不法な経済的利益を得ることである。第二に、(2)経済法規（経済管理法規、経済行政法規）に反する行為である。第三に、(3)生産者、消費者、行政といった経済主体の経済関係を侵害する行為である。第四に、(4)経済秩序を破壊する行為である。第五に、(5)経済領域または社会経済活動の中で発生する行為である。

もっとも、取締りの対象は刑法で規定されているので、経済犯罪の概念を統一しなければならないという実務上の意義は余りない。

刑法は、各論において以下の経済犯罪を規定している。主には、刑法3章「社会主義市場経済秩序を破壊する罪」の“粗悪商品の生産・販売罪”、“闇取引き罪”、“知的財産権侵害罪”、“市場秩序搅乱罪”、5章「財産侵害罪」、6章6節「環境資源保護破壊罪」、8章「汚職賄賂罪」、の“職務着服罪”、“資金横領罪”、などの規定である。また、全人代常務委員会の「経済を破壊する重大な経済犯罪を厳しく懲罰することに関する決定」がある。

この経済犯罪行為は、以下の7類型に分類できる。

(1)工商管理秩序を妨害する犯罪、(2)金融管理秩序を妨害する犯罪、(3)税関管理秩序を妨害する犯罪、(4)徴税管理に危害を加える犯罪、(5)知的財産権を侵害する犯罪、(6)汚職賄賂犯罪、(7)環境資源破壊罪、である。

現在、上述の通りの規定があるが、この経済刑法の立法原則は、以下の2点にある<sup>23</sup>。

#### (1) 法益の性質による基準

経済刑法は、経済法により保護される法益を保護することである。また、国の経済秩序を保護することにもある。

#### (2) 危害の程度による基準

経済刑法は、経済法の保護法益と対象は重畳する側面があるが、その違いは危害の程度にある。経済法に基づく責任では認容できない程度の行為について、経済刑法が適用され、犯罪として認定される。

では、この立法原則から経済刑法にはどのような特徴付けがなされたか。以下、この点について見てみたい。

## 2 経済刑法の特徴

現行の経済刑法は、上述の立法経緯を通じて、以下の特徴を有するようになっている<sup>24</sup>。

(1) 経済犯罪の範囲を全面的に包含した。すでに上述したが、1997年に改正された刑法には経済犯罪に関する規定として、3章「社会主義市場経済秩序を破壊する罪」、5章「財産侵害罪」の“職務着服罪”、“資金横領罪”、6章6節「環境資源破壊罪」、第8章「汚職贈収賄罪」が含まれている。基本的に経済犯罪に対する規制を網羅している。

(2) 経済刑法によって付与される捜査権は、必ずしも公安機関のみに与えられるものではない。上述の3章「社会主義市場経済秩序を破壊する罪」、5章「財産侵害罪」の“職務着服罪”、“資金横領罪”、6章6節「環境資源破壊罪」については、公安機関以外の機関が捜査する。また、8章「汚職贈収賄罪」は人民検察院が捜査をし、財産侵害罪の270条の占有侵害罪および劣悪製品の生産・販売罪、知的財産権侵害罪のうち、重大な社会秩序と国家利益侵害を除いて、軽微な刑事事件の場合には被害者が人民法院に訴えを提起して処理することができる。

(3) 単位犯罪または法人犯罪について規定し、多くの経済犯罪について単位を犯罪主体として認め、刑罰上、個人と単位（企業）の双方を罰する両罰制をとることとした。

中国において、事業単位の経済犯罪が問題となりつつある。

中国刑法は、経済犯罪において単位の犯罪を認定する場合の規定を設けている。第1章「國家の安全に危害を及ぼす罪」、第4章「公民の人身的権利および民主的権利を侵害する罪」、第5章「財産を侵害する罪」、第9章「汚職罪」、第10章「軍人が職責に違反する罪」において単位の犯罪を規定している。

例えば、刑法30条は、「会社、企業、事業単位、機関、団体が実行し、社会に危害を及ぼす行為は、法律が単位犯罪と規定する場合、刑事責任を追及しなければならない。」と規定している。

(4) 財産罪の刑罰を加重した。

(5) 経済刑法と同様の経済行政法を相互に関連させ、経済犯罪はまず関連の行政法の規定に反することを必要とした。例えば、会社の経営者が最初に違反

するのは「会社法」の規定であり、金融犯罪者が最初に違反するのは「商業銀行法」の規定であるというようなことである。

さて、こうした経済刑法における商業取引行為の規律にかかわって、外資企業を巻き込んで今日最も取締りが強化されているのが商業賄賂問題である。

2013年1月3日に習近平は、新しい状勢の下での政治・法律活動に関する重要な指示をした際に、法治を推進し、公平な法の執行を堅持し、司法の腐敗をなくし、法の執行能力を高めよと述べた。行政機関の腐敗や不道徳が蔓延していることは、共産党の存亡を脅かし兼ねないという意識の表れである。行政機関は、メディアで様々な情報が得られる社会にあって、世論の監督から逃ることはできなくなってきたことも行政改革およびこれによる腐敗撲滅の必要性を強く認識される要因となっている。

そこで、以下、商業賄賂について、(1)概念、(2)関係法の概要について検討する。

### 第3節 商業賄賂の概念および関係法の概要

#### 1 商業賄賂の概念

中央治理商業賄賂指導小組<sup>25</sup>の規定によれば、商業賄賂とは、商業活動において公平な競争の原則に反して、財物またはその他の利益の贈与、收受などの手段により、取引またはその他の経済的利益を提供または取得する行為をいう<sup>26</sup>。

国家工商行政管理总局<sup>27</sup>が制定し、1996年11月5日に公布、施行された「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」2条は、商業賄賂手段による商品販売・購入の禁止および用語の定義について、次の通り規定している。

「商業賄賂とは、事業者が商品を販売または購入するために財物またはその他の手段により相手方単位または個人に対して賄賂を贈る行為をいう。」(2条2項)

ここで財物とは、現金および財物を指し、事業者が商品を販売または購入するため販売促進費、宣伝費、贊助費、科学研究費、労務費、コンサルティング料、手数料などの名義を利用し、または各種費用を精算するなどの方式により、

相手方単位または個人に財物を贈ることを含むとしている（2条3項）。

財物以外の手段による賄賂の概念は、国内外の各種名義の旅行、考察など、財物以外のその他の利益を提供する手段をいう（2条4項）。

「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」は、リベート、値引き、手数料について特段の規定をしている。

リベートは、帳簿に記載されることなく密かにやり取りされる現金、財物またはその他の方式によるもので、商品代金を一定比率で返還することをいう（5条）。商業賄賂に認定される値引きは、商品の仕入れ、販売における利益の還元のことであり、事業者が商品を販売する場合に値引きする場合には、これを事実通りに記帳しなければならないとしている（6条）。事実通りの記帳がない場合には、商業賄賂と認定するということである。手数料は、事業者の市場取引において、事業者のためにサービスを提供し、適法な事業資格を有する仲介者に与える労働報酬をいい、これも事実通りに記帳しなければならない（7条）。そうでないと値引き同様に商業賄賂と認定されるということになる。

上記の「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」における商業賄賂の概念は、次のように整理することができる。

事実、情状および処罰の根拠の違いにより、商業賄賂は、（1）不正当な競争行為と（2）一般的な違法行為および犯罪行為に分けられる。

不正当な取引行為は、商業賄賂の情状が軽微で金額が少ないので、商業道徳および市場規整に反する場合には、党・政府機関、業界主管部門および業界の自立的組織の関係規定により、処分される。このような行為には、以下のものがある。

（1）一般的な違法行為は商業賄賂における情状が軽微で金額が少なく、反不正当競争法およびその他の法律に違反し、しかし、犯罪までは公正しなう場合には、行政処分を課す行為である。

（2）犯罪行為であり商業賄賂の金額が大きく、またはその他の重大な情状がある場合には、刑法の規定により刑事罰を科す行為である。

商業賄賂は、経済社会生活の多方面において、往々にして政府機関およびその職員の職権濫用、私利私欲の満足に關係がある。商業賄賂の主体には、各種公司、企業およびその従業員、個体工商戸およびその他の経営者ならびに社会

団体、業界の而立組織、社会の中間組織、およびその従業員がある。また、国家機関、事業単位、人民団体およびその職員なども含まれる。

商業活動において、(1)公平な競争原則に反する商業的贊助ならびに慣行、視察またはその他の活動の提供、収受、(2)各種会員カード、商品カード、クーポン券、およびその他の有価証券の提供、収受、(3)住宅、自動車などの物品などの提供・使用、(4)株券、配当の提供、収受、(5)賭博により、または販促費、宣伝費、広告費、養成訓練費、顧問料、コンサルタント料、技術サービス料、科学研究費、臨床費などの名目により財物、またはその他の利益の提供、収受、(6)取引、サービス機会、優遇条件またはその他の経済利益の提供、収受。これらは、何れも商業賄賂である。

商業賄賂に関する刑事事件として立件されるものについては、最高人民法院<sup>28</sup>および最高人民検察院が制定し、2008年11月20日に公布、施行されている「商業賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干の問題に関する意見」(以下、「意見」という。)において、商業賄賂における財物については、次の通り定義されている。

商業賄賂における財物には、金銭および現物のほか、金銭によって評価することのできる財産的利益（例えば、建物の内装、金額がチャージされている会員カード、買い物カード（金券）、旅行費用）も含まれ、具体的な金額は、実際に支払われる金額を基準とする（意見7条）。

なお、意見10条は商業賄賂犯罪事件の処理においては、賄賂と贈与の区別に注意しなければならず、以下の要素を考慮して、全面的に分析し、総合的に判断するとしている。この要素は、以下の4点である。

- (1) 財物の受渡しが発生した背景。例えば、双方に親族・交友関係が存在するか否か、ならびに過去の交流の状況およびその程度
- (2) 受渡しがなされた財物の価値
- (3) 財物の受渡しの原因、時期および方式、財物提供者から受領者に対し職務上の請託があったか否か
- (4) 受領者が職務上の便宜を利用して提供者のために利益を図ったか否か

以上の商業賄賂の概念は、法律によって具体的にどのように規定されているのかについて、以下で明らかにする。

## 2 商業賄賂関係法の概要

### (1) 蔓延る商業賄賂撲滅のための立法

中国公安部<sup>29</sup>は、2005年に全国の公安機関が摘発した経済犯罪は6万件を超え、1年間で5万人を逮捕したと発表した<sup>30</sup>。事件は、金融や証券分野で大型化しており、回収した被害金額は143億元に達したという。

この摘発された経済犯罪の概念に含まれるのか否かは分からぬが、商業賄賂が蔓延し、この具体的な対策として商業賄賂撲滅のための立法が急ぎ検討され、以下の関係立法がなされた。

現在は、反不正競争法（不正競争防止法）8条で贈収賄行為を処分すると規定し、この規定に基づき「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」（1996年11月15日公布、同日施行。全12条）で多少具体的な禁止行為を定めている。しかし、この罰則規定では不十分である。また、ここでの商業賄賂は、事業者が商行為を行う際に相手側単位または個人に賄賂を贈る行為とされ、公務員に対する贈賄は必ずしもこの対象にはなっていない。

今日問題となっている商業賄賂とは、企業が事業遂行上において不法な便宜供与を得るために、公務員に対して金品を贈る行為を言う。このような商業賄賂が多い分野は、建設工事、土地の払い下げ、医薬品の販売、政府買い付け、資源開発、出版事業、銀行の信用貸付、証券、保険、通信、電気事業などであると言う。政府の許認可権限が多い分野に集中していると言えそうである。賄賂を受けた公務員は、不法な事業・商売を故意に放縱し、取り締まることをせず、犯罪を認容しているという事実が増加し、金額も関係者数も分野も広範になり、市場秩序が乱れ、市民に切実な危害を加えるようになっている。

そこで、市政公共機関の所有権改革および特許経営制度改革が必要であると言われている。すなわち、多くの業種・分野で行政独占が存在し、自由競争の状態が確立されていないことも問題なのであろう。

取り締まりは最高人民検察院に委ねられているが、既存の法の枠組みだけでは取締りが充分ではない。より具体的な取締りをするために、(1)中国商業部<sup>31</sup>は、①地域、部門、業種をまたがった商業詐欺事件の防止体制、②商業賄賂収受者に対する責任追及規則を定め、(2)中国銀行業監督管理委員会<sup>32</sup>は、商業賄賂監督規則を定め、(3)建設部<sup>33</sup>は、建設市場・不動産市場の信用確保のために①建

設工事入札制度を定め、②信用確保のための基準（誠信体系標準）を定めた。

中国共産党中央には、中央治理商業賄賂領導小組（商業賄賂撲滅指導グループ）が組織され、商業賄賂事件を専門的に調査し、対策を検討している。全人代常務委員会法制工作委員会は、商業賄賂に関する取り締まり強化のために商業賄賂犯罪を規定する刑法改正案を示した。現在、全人代常務委員会で改正についての審議が行われている<sup>34</sup>。

中国進出外資企業も地元の政府関係機関にさまざまな付け届けなどをして、便宜供与が受けられないという話もしばしば聞く。いかなる反商業賄賂法が立法されるのか注目される。日本においても不正競争防止法 18 条により外国公務員への贈賄が処罰の対象になる。中国の公務員から賄賂をもとめる素振りがあっても、拒否できる体制を整えなければならない。

## (2) 反不正当競争法の規定

反不正当競争法は、市場の公平な競争の保護を目的とするものであり、事業者による不正な利益の供与等の行為による商品の販売・購入を禁止し、またかかる行為に関する行政罰を定めている。

反不正当競争法における商業賄賂は取引相手に対する賄賂およびその取引相手による賄賂に限定されるのに対して、刑法における商業賄賂は、取引相手に限らず、たとえば必要な許認可を取得する為に行われる管轄の国家機関または公務員への贈賄やそれらの主体による収賄もすべて含む。これは、広義の商業賄賂というものである<sup>35</sup>。

具体的には反不正当競争法 8 条（商品の売買に関する贈収賄）で、以下の通り規定されている。

「経営者は、財物その他の手段を用いて贈賄し、もって商品を販売し、または購入してはならない。帳簿外で密かに相手方である単位または個人にリベートを与えた場合は、贈賄として処理する。相手方である単位または個人が帳簿外で密かにリベートを收受した場合は、収賄として処理する。」

2 経営者は、商品を販売し、商品を販売し、または購入する場合は、明示の方法をもって相手方に対して割引を与え、仲介人に対して手数料を与えることができる。経営者は、相手方に対して割引を与え、または仲介人に対して手

数料を与えた場合は、必ず記帳しなければならない。割引または手数料を收受した経営者は、必ず正確に記帳しなければならない。」

表1 反不正当競争法の商業賄賂に関する行政罰

收受者	処罰の対象者	法的根拠	主な処罰内容
単位または個人	事業者（贈賄）	商業賄賂の贈与	1万元以上20万元以下の過料、および違法所得の没収
	単位または個人（収賄）	商業賄賂の受取り	1万元以上20万元以下の過料、および違法所得の没収

（出所）屠錦寧＝中川裕茂「中国の商業賄賂規整および外国公務員などに対する贈賄罪の新設」NBL No.957、2011年7月15日、86頁

### （3）刑法の規定

刑法は、商業活動を行う主体、すなわち国家機関、公務員、それ以外の組織・個人についての職務の公正さを保護するものとして、これらの主体にかかる贈収賄罪および刑罰規定を定めている。

贈収賄罪は、(1)非公務員（私人）にかかる贈収賄罪、(2)公務員の汚職賄賂罪、の2類型に分類される。

#### 1) 非公務員（私人）にかかる贈収賄罪

刑法3章に「非公務員にかかる贈収賄罪」が規定されている。これは、非公務員による収賄罪（163条）と非公務員による贈賄罪（164条）である。

##### ① 非公務員による収賄罪（163条）

「会社、企業またはその他組織の従業員が職務上の便宜を利用し、他人の財産を要求するまたは不法に他人の財産を受領する場合、他人のために利益を得ようと企て、その額が比較的大きい場合、5年以下の有期懲役または拘役<sup>36</sup>に処する。金額が巨額の場合、5年以上の有期懲役に処し、併せて財産を没収することができる。

2 会社、企業またはその他組織の従業員が費用のやり取りにおいて、職務上の便宜を利用し、國家の規定に違反し、各種名義のリベート、コミッショナを個人の所有に帰した場合、前項の規定に基づき処罰を与える。

3 国有会社、企業またはその他国家機関に従事する公務員と国有会社、企業またはその他国有機関から派遣され非国有会社、企業およびその他組織に従事する公務員に前2項の行為があった場合、本法第385条、第386条の規定に基づき罪状

を言い渡し、処罰を与える。」

表2 刑法の非公務員贈収賄に関する刑事罰

收受者	処罰の対象者	処罰根拠	主な処罰内容
民間企業等 の職員等、非 公務員	個人（贈賄）	個人による非公 務員に対する贈 賄	情状に応じて、3年以上10年 以下の有期懲役
	単位（贈賄）	単位による非公 務員に対する贈 賄	単位に対する罰金、および直接 責任者に対する3年以上10年 以下の有期懲役
	個人（収賄）	非公務員による 収賄	情状に応じて、5年以上の有期 懲役

（出所）屠錦寧＝中川裕茂「中国の商業賄賂規整および外国公務員などに対する贈賄罪の新設」NBL No.957、2011年7月15日、87頁

## ② 非公務員による収賄罪（164条）

「不当な利益を得るために、会社、企業またはその他組織の従業員に金銭や物資を与え、その額が比較的大きい場合、3年以下の有期懲役または拘留に処する。金額が巨額な場合は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、併せて罰金に処する。

2 不正な商業利益を取得するため、外国の公職にある者または国際的公共組織の職員に財物を与えた者は、前項の規定により処罰する。」

## 2) 公務員の汚職賄賂罪

刑法8章「汚職賄賂罪」は、公務員にかかる贈収賄罪であり、公務員の職務の清廉さと公共財産の流出をなくすことを保護法益とする。これには、(1)収賄罪、(2)単位収賄罪、(3)請託収賄罪、(4)影響力収賄罪、(5)贈賄罪、(6)対単位贈賄罪、(7)賄賂斡旋罪、(8)単位贈賄罪、がある。具体的な規定は、以下の通りである。

## ① 収賄罪（385条）

「国家公務員で、職務上の便宜を利用し、他人の財物を請求した者または不法に他人の財物を收受し、他人のため利益の取得を図った者は、収賄として処理する。」

## ② 単位収賄罪（387条）

「国家機関、国有の会社、企業もしくは事業単位または団体が他人の財物を請求し、または不法に收受し、他人ため利益の取得を図り、情状が重大である場合には、単位は罰金に処し、かつ、その直接責任を負う主管者その他の直接責任者は5年以下の有期懲役または拘役に処する。

2 前項所定の単位が経済取引において帳簿外において各種名義のリベートまたは手数料を密かに收受した場合には、収賄とし、前項の規定により処罰する。」

## ③ 請託収賄罪（388条）

「国家公務員で、本人の職権または地位により形成される便宜条件を利用し、他の国家公務員の職務上の行為を通じて、請託者のため不正な利益の取得を図り、請託者の財物を請求し、または請託者の財物を收受した者は、収賄として処理する。」

## ④ 影響力収賄罪（388条の2）

「国家公務員の近親族あるいはその他当該国家公務員と密接な関係にある者が、当該国家公務員の職務上の行為を通じて、あるいは国家公務員の職権または地位による便宜上の環境を利用し、その他国家公務員の職務上の行為を通じて、依頼者に不正な利益を図り、財物を請求しまたは收受し、その額が大きいまたは情状が重い場合、3年以上7年以下の有期懲役に処し、併せて罰金を科す。額が特に大きいまたはその他情状が特に重い場合は、7年以上の有期懲役に処し、併せて罰金を科し、あるいは財産を没収する。

2 退職国家公務員あるいはその近い親族およびその他密接な関係にある者が、当該退職公務員の元の職権または地位による便宜上の環境を利用して前項の行為を行った場合、前項の規定に照らし有罪とし、処罰する。」

## ⑤ 贈賄罪 389条

「不正な利益をはかるために、国の職員に対して財物を供与した者は、贈賄罪とする。

- 2 経済取引において国の規定に違反し国家公務員に対して財物を給付し、金額が比較的に大きい者または国の規定に違反し国家公務員に対して各種名義のリベートもしくは手数料を給付した者は、贈賄として処理する。
- 3 国家公務員に対して財物を給付するよう強要され、不正な利益を取得しなかった者は贈賄として処理する。」

**⑥ 対単位贈賄罪（391条）**

「不正な利益の取得を図り、国家機関、国有の会社、企業もしくは事業単位または人民団体に財物を給付した者または経済取引において国の規定に違反し、各種名義のリベートもしくは手数料を給付した者は、3年以下の有期懲役または拘役に処する。

2 単位が前項の罪を犯した場合には、単位は罰金を処し、かつその直接責任を負う主管者その他の直接責任者は前項の規定により処罰する。」

**⑦ 賄賂斡旋罪（392条）**

「国家公務員に対して賄賂を紹介し、情状が重大である者は、3年以下の有期懲役または拘役に処する。

2 賄賂者を紹介し、訴追前に自ら賄賂紹介行為を自白した者は、処罰を軽減し、または免除することができる。」

**⑧ 単位贈賄罪（393条）**

「単位が不正な利益の取得を図り贈賄し、または国の規定に違反し、国家公務員に対してリベートもしくは手数料を給付し、情状が重大である場合には、単位は罰金に処し、かつ、その直接に責任を負う主管者その他の直接責任者は5年以下の有期懲役または拘役に処する。賄賂により取得した違法所得を個人の主祐に帰属させた者は、第389条および第390条の規定により罪を定め処罰する。」

表3 刑法の公務員・国家機関等贈収賄に関する刑事罰

收受者	処罰の対象者	処罰根拠	主な処罰内容
公務員	個人（贈賄）	個人による公務員に対する贈賄	5年以下の有期懲役から無期懲役まで
	単位（贈賄）	単位による公務員に対する贈賄	単位に対する罰金、および直接責任者に対する5年以下の有期懲役
	公務員（収賄）	公務員による収賄	情状に応じて、行政処分のみの場合から死刑まで
国家機関等	個人（贈賄）	個人による国家機関等に対する贈賄	3年以下の有期懲役
	単位（贈賄）	単位による国家機関等に対する贈賄	単位に対する罰金、および直接責任者に対する3年以下の有期懲役
	国家機関等（収賄）	国家機関等による収賄	単位に対する罰金、および直接責任者に対する5年以下の有期懲役

（出所）屠錦寧＝中川裕茂「中国の商業賄賂規整および外国公務員などに対する贈賄罪の新設」NBL No.957、2011年7月15日、88頁

## （2）商業賄賂の構成要件

上述した商業賄賂関係法の規定上から商業賄賂として認定されるか否かは、すなわち商業賄賂の構成要件をどう捉えるかという問題になる。この構成要件を検討する場合、主体、客体、主観的行為、客観的行為が問題となる。そこで、以下においてこの点について検討する。

### 1) 主体

商業賄賂は、一種の贈収賄であり、双方向の行為であり、犯罪主体としては、贈賄主体と収賄主体がある。反不正当競争法8条1項はこれについて贈賄者は経営者であるとし、贈賄者としての経営者には、取引においてこの行為を行う者を含み、経営者の従業員が職務を執行する際に行う贈賄行為も経営者の行為に含まれるとしている。

「経営者」とは、営利を目的として、独立して、持続的、継続的に行として活動する者を言う。このほかに経営者の範囲には、その代表者代理人を含む。代表者は、会社、企業の法定代表者または会社、企業を代表してその業務を行う従業員を言う。例えば、セールスマネージャー、資材購入マネージャーなど

である。また、代理人とは、商法人、商自然人が自身を代表することを授權し、他人と商取引を行うその他の者を言う。

商業賄賂に関する刑事事件として立件されるものについては、前述した「商業賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干の問題に関する意見」があり、この意見の2条および3条において、それぞれ刑法163条および164条に規定されている「その他の単位」および「会社、企業またはその他の単位の職員」の概念が規定されている。

その他の単位には、事業単位、社会団体、村民委員会、住民委員会、村民小組などの常設の組織の他に、スポーツイベント、文芸演出またはその他正当な活動を実施するために設置される組織委員会、準備委員会、工事請負グループなど臨時の組織も含まれる（意見2条）。

会社、企業またはその他の単位の職員には、国有会社、企業およびその他も国有単位における国家公務員以外の者も含まれる（意見3条）。

公務員（国家工作人員）の概念を整理すると、以下の通りとなる。

i ) 国家機関の職員（狭義の公務員。刑法93条1項）

国家公務員とは、国家機関において公務に従事する者を言う。

ii ) みなし公務員（広義の公務員。刑法93条2項）：

みなし公務員の概念は、a) 国有企業、事業単位および人民団体において公務に従事する者、b) 国有企業、事業単位が非国有の企業、事業単位および社会団体に任命派遣して公務に従事する者、c) その他法律に基づいて公務に従事する者、である。

商業収賄行為とは主体の範囲は不特定であり、法律上規定することが難しい。ただ、商取引に対して決定権を有する市場主体であり、何れも商業賄賂の収賄主体となり得る。これは、商取引の機会および条件は経営者に限られず、国家公務員およびその他の関係者が往々にして容易にこの目的を達成し得るからである。

## 2 ) 客体

一般に経営者が商業賄賂を使うのは主に取引のチャンスを得て、商業上の利益を得るためにある。侵害する客体は、正常な市場競争秩序であると言える。

反商業賄賂行為の保護法益は、競争秩序を保護することで、具体的には、①消費者の利益、②競争者の利益、③競争秩序の3点である。

### 3) 主観的行為

商業賄賂の主観的行為は、不法な利益のために故意に行う者である。過失は要件ではない。

収賄者は、職務上の便宜を利用して他人の財物を取得または不法に他人の財物を接受して他人のために取引の機会および条件を提供する。贈賄者は、取引の機会および条件が本来であれば得られる筈がなく、不可能であり、または必ずしも得られるとは限らないところ、これを得るために財物を贈る。

### 4) 客観的行為

商業賄賂の客観的行為は、①贈賄者の単位または個人が財物または不正当な利益を給付することであり、②収賄者が贈賄者から財物または不正当な利益を受領することであり、かつ贈賄者のために不正当な経営利益または不公平な取引機会を与えることである。

## 第4節 商業賄賂犯罪の適用基準：事例研究

この節では、商業賄賂犯罪と認定される事件を紹介、検討し、商業賄賂と認定される適用基準について明らかにする。

すべての商業賄賂犯罪事案について紹介することは、時間的制約および紙幅の都合上できないので、ここでは、(1)外資企業にとっても切実な問題である汚職贈賄罪で外国企業がかかわった事案について、主に個人の違法行為として認定されたもの、および企業の犯罪と認定されると予測されるか、または企業犯罪と認定された事案を検討し、(2)一般に事業単位（企業も同様）の経済犯罪がどのような基準で認定されるのかを検討し、(3)非公務員に対して収賄罪および贈賄罪が認定されることがあるということについて叙述する。

今日では、中国で外資系企業による贈賄事件が表面化するのは珍しくない。2006年には独シーメンスが医療機器の納入を狙って複数の中国の病院に便宜

を図っていたことが発覚した。日本企業でもトヨタ自動車の金融子会社がディーラーに賄賂を贈ったとして 2010 年に行政処分を受けている<sup>37</sup>。

## 1 カルフル社員による収賄事件

2007 年 7 月に精肉供給業者から不法にリベートを取り、収賄罪に問われていたカルフルの社員 8 名の裁判の判決が 2008 年 6 月 30 日に北京市朝陽区人民法院で下され、被告 8 名に対して、1 年から 5 年の実刑、および収賄したすべての金額 30 万元の没収が言い渡された<sup>38</sup>。

事件は、次のようなものであった。カルフル馬連道店の精肉課長の劉連傑およびその他店舗の精肉課長ら 8 名は、肉の買付数量、店舗内の陳列位置などについて決定権を有していることをいいことに、2006 年 6 月から 2007 年 7 月にかけて北京資源亚太食品有限公司および北京華都肉鷄公司に「好處費」(リベート) 18 万元を要求し、これを收受した。遡れば 2005 年 5 月から北京華都肉鷄公司はリベートを要求され始めていたと言う。

2007 年 7 月に精肉供給業者からの密告で収賄が発覚し、8 名が逮捕された。2007 年 8 月 26 日にカルフルは 8 名を懲戒解雇した。カルフル中国(本社: 上海市)は、2006 年 7 月に各地のスーパーの中国人マネージャーが、商品の買付に際して、売り手から商業賄賂を受け取っていたことを認め、このような収賄行為をなくすという発表をしている<sup>39</sup>。

この発表のほとぼりも覚めやらぬうちに、今回の事件が発生したことになる。

## 2 外国企業による汚職贈賄罪と認定される事案

### (1) トヨタ、商業賄賂で中国で同社初の罰金

2011-07-13 来源: 新华网

自動車ローン業務の独占を目的に 4S 店にリベートを支払ったとして、トヨタ自動車の全額出資子会社であるトヨタ自動車金融(中国)有限会社は、2010 年 9 月 20 日に杭州市工商局江乾支局から行政処罰に関する通告を受けた<sup>40</sup>。

工商局の調査結果によると、2008 年 8 月から、トヨタ自動車金融(中国)有限会社は自動車ローン顧客を獲得するため、杭州金豊トヨタ自動車販売サービス会社、浙江広豊通田自動車有限会社、杭州東昌自動車販売サービス有限会社な

どでトヨタブランドの自動車販売の「手数料」または「サービス料」名義のリベートを支払っていた。

### (2) 英グラクソスミスクライン事件

英製薬大手グラクソスミスクライン（以下、「GSK」という。）の中国現地法人が、薬価引き上げや販路拡大のために政府部門や病院などの関係者に賄賂を提供していた問題で中国人幹部4人が2013年7月に逮捕された<sup>41</sup>。

GSKは、学術会や研修を手配する旅行会社に費用を水増し請求させ、実際の支払い額との差額を贈賄資金として留保し、これを薬価引き上げや販路拡大のために政府部門や病院などの関係者に賄賂として提供していた。

公安当局はGSKの中国人幹部4人を拘束した。「GSKが旅行会社などに移し替えた資金は30億元に達する。」と公安部は述べている。

### (3) 仏サフィ事件

2013年8月初旬に仏医薬品メーカー、サフィの中国現地法人で極めて大きな商業賄賂問題が発生した。

これは、匿名の内部通報者が、サフィの中国現地法人が2007年11月前後に北京、上海、杭州および広州の79病院、503名の医師に「研究者費」という名目でおよそ169万元を支払っているという資料を新聞社に送ったことから明らかになった。この研究者費は、実際には同社の高血圧薬、糖尿病薬を処方してもらうための謝礼であった。告発によると、79の病院のほかに北京の5つの病院、43名の医師にも各種の方式で2万元余を支払っている。

サフィの内部基準では、1症例（処方）に対して医師に80元を支払う。最も多く受け取っていた医師は140回処方し、1万1,200元であった。この内部通報者は、身分を明らかにしていないが、元サフィ中国法人の従業員の話では、高級幹部しか知り得ない情報だということである<sup>42</sup>。

内部通報者によると、サフィの営業員は通常1人で2～3の病院を担当し、さらに数人の地域マネージャーがこれを管理していると言う。内部通報者が提供した情報は、氷山の一角ということになりそうだ。提供された資料には、2007年5月に北京航天病院など5病院の27名の医師に商品券、図書券、事務用品、

食事券など 4,200 元を支払ったというものもあった。通報を受けた新聞社は、すべての病院名、賄賂を受けた医師の人数、支払われた金額を報道している。

北京市は、市紀律検査委員会、検察局、公安局、衛生局などで調査チームを組織し、調査を開始した。違法行為の情状が重大な医師に対しては、免許証を取消し、刑事罰を科すこともあると言う<sup>43</sup>。問題は、研究者費、臨床研究費などが、実際の研究費であるのか、リベートや賄賂と解されるのかである。1回毎に渡される金額が少なくとも、この継続性、累計金額が、判断基準となる。

中国医師協会は、国家衛生計画委員会の委託を受けて、医師の資格審査を始める。悪徳医師のブラックリスト制度を作る決定もした<sup>44</sup>。

国有医薬品企業の競争も激烈で、外資企業よりも各種名目で病院、医師に対する支払いがなされているのではないか。新薬がそう簡単に作れる訳でもなく、新薬であっても薬の特性だけで競争することはできず、営業方法等で競争するしかなくなっているからである。いずれも「皆で渡れば怖くない」行為であるということもある。

ある医師が明らかにしたところでは、処方権限を有している内科医師の場合、1カ月に1万元のリベートがあり、このうち 60~80%を上司、薬剤科の責任者など関係者に回していると言う<sup>45</sup>。

現在、サフィ以外の外資医薬品メーカーにも調査が入っているようである。

医薬品メーカーに限らず、中国における商業賄賂の問題には十分に気をつけなければならない。従業員に対するコンプライアンス教育が不可欠であるし、会社としてコンプライアンス体制を構築しなければならない。

上述の病院や医師に対する各種名目の謝金は、仮本社または中国法人の指示というよりも、中国においてはごく一般的な商慣行ということであろうし、また、これは中国人が固有に備えている資質である。それでも、これが商業賄賂と認定されるならば、監督責任ということになる。黙認していたとすれば、なおさら故意、悪意が認定される。そうであると会社が刑事犯罪を行ったということで処罰されることも視野に入ってくるからである。

現時点（2014 年 1 月 12 日）でまだ経済刑法が適用されるという判断になつたか否かの情報は伝えられていない。

#### (4) 仏ダノン事件

フランスの食品大手ダノングループで、子会社の医療用栄養食メーカー「ニュートリシア」が贈賄行為を行っていた疑いが浮上した<sup>46</sup>。同社の営業員が売り上げを伸ばすために病院関係者に賄賂を贈っていたと言う。

贈賄疑惑を明らかにしたのは中国の民間経済紙「21世紀経済報道」で、ニュートリシアの営業員が製品の販促を行う際、北京市内の 14 の病院の医師に対して、現金のリベートや旅行券、娯楽サービス券など、「不正」な手当を提供していた疑いがあると報じた。このような賄賂を受け取った医師は 100 人を上回ると言う。

同紙は、関係書類を提供した匿名の密告者から得た情報として、ニュートリシアでは一部の医師に対して毎月謝礼を提供するための予算が割り当てられていたと報道している。6人の医師に対して合計で 2 万 3500 元の謝礼金が支払われたとの例を挙げた。また、同社は、2010 年 7 月から 13 年 8 月までの間に 30 万元相当の現金や贈り物を提供していたと伝えている。

### 3 事業単位の犯罪と認定される基準の検討

刑法が単位犯罪について規定したのは、自然人の犯罪を規定するだけでは、市民の経済利益の保護や公正な取引を十分に確保できなくなっているという実態があるからである。

以下、すでに事業単位の犯罪として認定された事件について検討し、その適用基準や論点、保護法益について分析する。

#### (1) 事案の概要<sup>47</sup>

2008 年 5 月初めに某県経済情報化委員会（以下、「X」という。同委員会は、市政府の委託を受け、国庫および自治体の予算で事業を行う。）は、市政府が発行した航行妨害補助金支給に関する文献を受領し、同時に財政から当該補助金額 70 万元が入金された。

この文献の規定によると、X は、管轄区内の 20 余企業にそれぞれ 2 ～ 5 万元の航行妨害補助金を支払わなければならぬとされていた。

文献を受領した後の X の主任王某と殷某、張某、譚某の 3 名の副主任（以下、

この 4 名を「Y」という。) は、王の事務室で示し合せて、20 万元だけ補助金を支給し、50 万元は X の裏金することにし、このために初めに 70 万元を個人企業にすべて支給し、その後この企業から 50 万元を X に戻すことを画策した。この画策をした後、江某 (以下、「Z」という。) が所有する未登記の個人企業をパートナーにすることを決めた。その後、Y は Z とこのことに関して通謀し、上記画策を実現することとした。

同年 6 月初めに Y は、70 万元の補助金を全額 Z に支払い、Z は、数回に分けて合計 50 万元を X の銀行口座に振り込んだ。

この銀行口座は、Y のリーダーである殷 (仮名) の名義で開設された裏金用の口座であった。2008 年末、Y は各人の口座にそれぞれ 5 万元を分配し、さらに幹部会議を開催した際に部下 6 名にそれぞれ 4,000 元を分配した。しかし、部下は Y がそれぞれ 5 万元を取得していることを知らず、かつ、Y のほかの単位のその他職員は、この裏金の存在を知らなかった。

事件が発覚したときには、裏金の残金はほとんどなく、裏金の使途を示す領収書は見つからなかった。Y によると外部単位との飲食接待費に 26 万元がかかっており、20 万元はこの接待費に補填していたということである。

事件の背景には、政府が農民の土地を農民の承諾をとることなくデベロッパーに売却し、土地取引収入を得ようとしたことがあるようだ<sup>48</sup>。

## (2) 単位犯罪認定に関する論点

Y および Z の行為は、どのように考えられるのか。単位犯罪といえるであろうか。以下の①～③の争点がある。

① Z の口座に入金された 50 万元は、国庫補助金 (国有資産) である。しかし、他人の財物ではない。国家国有資産管理局の「国有資産の財産権範囲確定および財産権の紛争処理暫定弁法」の関係規定によれば、70 万元の航行妨害補助金は、国家財政の専門科目からの割当金であり、国有資産と認められる。Y は文献の規定に違反して、70 万元をすべて Z に支給した。

この行為は、Z に一時的にこの資金が留め置かれたとはいえ、この資金が国有の資金であるという性質を変えるものではなく、Z は X の指定する口座に 50 万元を戻しており、このお金が他人の財物であるとは認められない。

この操作が行われたのは、YがZの口座を利用して国有財産を奪った行為であって、「不法に他人の財物を收受した」行為であるとはいはず、同時にXとZの間には何ら前提となる取引行為がなく、「各種名義でリベート、手数料を收受した」行為であるとも認定できない。

②しかし、Yは、50万元を補助金の目的とは別の目的のために流用しようとしたものであり、この点について国有資産を汚職・横領しようとする犯意があったことは明らかである。かつ、Zとの共謀も行っている。

以上の行為は、最高人民法院の「汚職、職務上着服事案における共同犯罪の認定上の幾つかの問題に関する解釈」における規定に照らして汚職罪が認定できる。

③単位の収賄罪が問えるか否か。Yは、70万元の補助金のうち50万元を裏金にしようとした。これは、単位としての名義で行われた。

しかし、実際にはYの意思であり、単位の意思が働いた訳ではない。単位の犯罪意思を認定することはできない。

さて、上記の事案の報道では、法院の判決が紹介されていないので明らかではないが、結論は、①～③で叙述されている通りであり、Yの汚職罪を認定するものの、単位犯罪としては認定されないと判旨したものと考える。

しかし、この結果を如何に評価すべきであろうか。結果が正しいとするには、些か疑問がある。

### (3) 単位犯罪を規定する保護法益は何か

最高人民法院の「単位犯罪事件を審理し具体的に法律を応用する関連問題に関する解釈」3条は、「単位の名義を登用して犯罪を実行し、違法所得が犯罪を実行した個人によって私物化された場合は、刑法における自然人犯罪の規定に照らして罪を確定し処罰する。」と規定している。

この規定によれば、上記の事案は単位犯罪とは認定し難く、Yらによる経済犯罪という認定も妥当なように思える。

それでも刑法が単位犯罪について規定した保護法益は、自然人の犯罪を規定するだけでは、「市民の経済利益の保護」や「公正な取引」を十分に確保できなくなっているという実態があるからであると考える。

上記事案において、単位の意思を認定する基準は何か。

単位の刑事責任を追及するためには、単位代表または機関構成員が単位犯罪を実行する故意または過失を備えていることが必要であるだけでなく、単位自身が客観的に、単位構成員が犯罪行為を実行することを惹起・刺激・許容する構造・政策・文化等の条件を備えていることが必要であるということが言われている。

しかし、上記のような事案をいつまでも個人の犯罪に留めておいては、単位の経済犯罪というのは有名無実であるように思える。監督責任が強く問われることが必要ではないだろうか。単位内部のコンプライアンスが十分に確保されないというような風土があるから事件が生じるのではないか。

上記の事案は、Y と Z に取引関係が存在する訳でもないから、経済取引とはいえず、従って経済刑法という範疇には含まれないものであるという意見もあるであろう。

しかし、日本において経済刑法の概念を規定する場合、「租税や補助金は、経済取引とは直接的に関係はないが、経済政策の一手段として大きな役割を果たしている以上、租税犯罪や補助金搾取等を経済秩序を侵害するものとして位置づけ、経済犯罪の 1 つとして論ずる必要があろう。」<sup>49</sup>と言われる。この点は、今日の中国においても適用されると考える。

単位の経済犯罪に対する認識は高まってきている。市民の経済利益を確保する上でも単位犯罪の適用範囲を広く考える必要があると考える。

さて、企業の経済犯罪においても、機関の構成員の意思が企業の意思として認定されるか否かという問題が生じる。それでも企業の場合には、政府機関や政府系事業単位と異なり、比較的に容易に企業の関与が認定される。

#### 4 非公務員の収賄罪および非公務員に対する贈賄罪

以下は、非公務員の収賄罪および非公務員に対する贈賄罪に関する事案であり、企業の担当者が罪に問われたものであるが、場合によっては単位の罪になるとも考えられそうなものである。

この規定によれば、下記の事案は単位犯罪とは認定し難く、Y らによる経済犯罪という認定も妥当なように思える。

それでも刑法が単位犯罪について規定した保護法益は、自然人の犯罪を規定するだけでは、「市民の経済利益の保護」や「公正な取引」を十分に確保できなくなっているという実態があるからであると考える。

#### (1) 非公務員の収賄事件<sup>50</sup>

X（台湾人）は、2003年から2004年の間、ロシュ中国本部の総裁であり、ロシュ診断製品（上海）有限公司の取締役（董事）兼代表執行役（総經理）であった。

Xは、在任期間中に医療器械会社Yからロシュの代理店になりたいという申し出を受けた。Xは、代理店契約をするに際して、Yから193万元の賄賂を受け取った。

2004年9月16日にXは、上海市公安局に逮捕され、2005年3月22日に上海市静安区人民法院において実刑8年、財産没収5万元の判決を言い渡された。

#### (2) 非公務員に対する贈賄事件<sup>51</sup>

2003年10月、天津市某ゴルフクラブ工事部マネージャーのXは、ゴルフクラブが空調設備を購入する際に、知人の紹介で某空調設備メーカー天津事務所の業務マネージャーYと知り合った。

Xは、職権によりYと契約することとした。契約は、29万元で某空調設備メーカーのエアコンを購入するというものであった。契約に基づきエアコンが納品、設置された後、Xはエアコン代金を支払った。その後、Xは、彼の事務室においてYからリベート2万元を受け取った。

Xは、同様の行為により、他の業者からもリベートを受け取ることをしていた。

天津市東麗区法院は、Xの行為を非公務員の収賄罪と認定し、Xに懲役3年を言い渡した。また、Yの行為を非公務員の贈賄罪と認定し、Yに懲役6カ月、執行猶予1年を言い渡した。

### 5 武漢市シトロエンの新エリーゼ・タクシー事件

以下は、国家公務員または／および単位の犯罪と認定されたものではないが、

現在進行中の事件として中国市民が注目しているものである。商業賄賂としての立件には、法律の規定上まだ難しい問題がありそうである。複雑な事案においてその適用基準がなお明確にはなっていないということが言えるかも知れない。恣意的な判断がなされる余地もある。

2012年12月2日の中央テレビ「毎週の品質レポート」は、武漢市の1万台のシトロエン（神龍汽車公司）の新エリーゼ（新愛麗）タクシーに重大な品質問題があると報じた。

これは、武漢市のタクシー運転手による中央テレビへの投書がきっかけであった。投書によるとブレーキの効きが非常に悪く追突事故が頻発していると言う。

運転手によると武漢市は2011年4月からタクシーを買換え始め、2012年3月にピークになったと言う。ところが2011年4月から2012年9月の間にタクシーの事故発生率は90%になり、最高時には130%にも達したと言う。これは武漢市の保険会社4社のタクシー事故による保険支払い業務統計から明らかになつた数字である。

この原因はどこにあるのか。シトロエンの新エリーゼの事故発生率が著しく高く、ここに問題の所在があるようだと言う。武漢市が導入した車種は、新エリーゼの中の最低グレードのもので、ABSアンチロック・ブレーキ・システムも電子制御制動力配分装置もなく、ボディーも強度が減らされ、ブレーキ・ブースターも通常のものよりも小さく弱いものであった。

2012年4月時点で武漢市のタクシー数は1万5,000台で、うち1万2,655台が新エリーゼであると言う。

問題は、この車種の品質だけではない。同じ新エリーゼは、個人タクシーの資格を有する者がシトロエンから直接購入する場合には6.2万元／台である。ところが、(1)タクシー会社と請負契約を結ぶ運転手は、同じ新エリーゼについてタクシー会社から12～15万元／台で払下げを受け、かつタクシー会社に毎月5,000～7,000元の請負ノルマとしての上納金を支払わなければならない。また、(2)タクシー会社は、武漢市客運タクシー管理所から約10万元／台で車を購入する。そうであるのに、(3)武漢市客運タクシー管理所は、シトロエンから6.2万元／台で新エリーゼを統一購入しているのである。そこで、およそ4万

元／台はどこへ消えたのかという問題が生じている。

中国の報道では、客運タクシー管理所だけでなく、シトロエン、自動車検査場、その他の武漢市政府もこの問題にかかわっている筈であると取りざたされている。

習近平新指導部は、反腐敗運動を堅持すると発言している。最近、共産党規律検査委員会が、今般の党大会で中央委員候補に選ばれた李春城・四川省党委員会副書記を規律違反の疑いで拘束し、取り調べを始めたということが伝えられた。

武漢市シトロエンの新エリーゼ・タクシー事件は、反腐敗により党を立て直し、改革する政府の行動の幕開けなるのではないかと期待する報道もある。そうなることを期待したいが、この事件はまだ全体に比べれば規模が小さい。あまりにも腐敗が多すぎ、手が回らないということもあるのだろうか。比較的小さな腐敗のみを取り上げ、大きな腐敗を隠そうという意図も働かせようとする体質もありはしないだろうか気にかかる。

## 第5節 外資企業への影響と対策

中国における商業賄賂規制、取締りの強化は、外資企業に如何なる影響を及ぼすことになるか。多くの外資企業は、現在の中国においては、リベートなどの名目による多額の実質的な賄賂が商取引慣行ともなっているという認識がある。外資企業は、このような商取引慣行の現状について好ましいものとは認識していない。

しかし、上述した事例でも見られる通り、契約を取り、利益を得ようと賄賂を贈っているという現実がある。こうした行為が中国政府関係機関によって摘発され始めている。

それでも中国政府による商業賄賂規制が不十分であることから、これに業を煮やした米国政府機関が自国企業を米国国内法に基づき摘発し、処罰することなどが生じている。外資企業は、コンプライアンス経営をしなければならない。

外資企業が商業賄賂摘発のターゲットにもなっていることは、前述の事例紹介においても明らかであろう。そこで、以下では、(1)外国政府関係機関が自国

企業の商業賄賂行為を自国法に基づき摘発し、処罰した事案を紹介し、(2)外国企業として今後とるべき対応について叙述する。

## 1 外資企業への影響

### (1) 外国政府関係機関による自國企業の中国における贈賄行為摘発

中国の経済刑法が適用されたという事案ではないが、外国政府関係機関が、自國企業が中国事業を行う中で中国の公務員に贈賄をした行為を摘発するということが起こっている。

#### ①米 IBM の賄賂疑惑

米証券取引委員会（SEC）は、米 IBM が中国と韓国の当局者に 5400 万ドル相当の政府契約をめぐって現金などの賄賂を贈っていたとして、米連邦地裁に裁判を提起していた。これに対して、米 IBM は 2011 年 3 月 18 日に SEC に 1000 万ドルを支払うことで和解に達した<sup>52</sup>。

IBM は不正行為について否定も肯定もしていないものの、不正な利益の返還として 530 万ドル、金利に 200 万ドル、制裁金として 200 万ドルを SEC に支払う。SEC によると、IBM は 1998 年から 2009 年にかけて子会社 3 社と合弁会社 1 社の従業員が賄賂を贈っていたと言う。

上記の中国完全子会社 2 社の中国人社員は、贈賄用基金を設けて、取引関係のある中国国有企業の幹部の国内外旅行の費用を負担していた。また、提携企業を介して現金や実物の贈賄も行っており、カメラやノートパソコンなどが含まれていた。それらの支出について、IBM の会計帳簿には記録がない。

IBM 中国支社の元社員が国内大手サイト・騰訊科技に寄せた証言によれば、SEC が同報告書を発表する 2 年以上前から、贈賄に関する IBM の社内調査が行われていた。大勢の社員が贈賄に関与するのは決して珍しくないと元社員は話し、「この種のやり方は業界内部の周知の秘密である」と証言した。

「120 人以上の中国人社員が社内調査を受けた。そのうちの約 100 人は降格処分を受け、20 数人は解雇された」と当時、中国国内経済紙・第一財経週刊が同事件について報じていた<sup>53</sup>。

## ② J.P.モルガン事件

米国証券取引委員会（SEC）は、J.P.モルガンが中国政府高官の子女（中国金融当局の元高官の息子と、中国鉄道省元幹部の娘）を雇用することで、業務上の利益を得ようとしているのではないかということで、同社の調査を開始した。いずれも採用後に親が関係する企業からJ.P.モーガンの香港拠点が助言業務など重要契約を獲得しており、因果関係の有無をSECが調べている。米企業が外国政府高官の親族を雇うのは基本的に自由であるが、それが特定のビジネス案件で便宜を得るのが狙いだと米海外腐敗行為防止法に抵触し、贈賄と認定される可能性がある<sup>54</sup>。

## ③ フタバ産業事件

日本でも愛知県警が、2013年9月11日にトヨタ自動車系の自動車マフラー大手「フタバ産業」元専務を、現地法人に便宜を図ってもらおうと、中国の地方政府幹部に賄賂を渡したとして、不正競争防止法違反（外国公務員への贈賄）容疑で逮捕したことが報道された<sup>55</sup>。

名古屋区検は2013年10月3日、元専務を不正競争防止法違反（外国公務員への贈賄）の罪で略式起訴した。名古屋簡裁は同日、罰金50万円の略式命令を出し、元専務は即日納付した<sup>56</sup>。

起訴内容によると、香港にあるフタバ産業子会社「雙葉科技」の代表を務めていた元専務は、2007年12月に広東省の工場で発覚した違反の処罰を軽くするため、地元政府幹部に賄賂を渡したというものである。事実関係は、次のようなものであった<sup>57</sup>。

2006年11月、工場に中国の税関当局が査察に入った。この際、関税が優遇されている機械を無断で別の工場に移設していたことが発覚した。工場は税関当局から違法操業を指摘された。一時操業停止や生産停止といった厳しい処分が予想される事態だった。

工場で製造された部品は日本の大手情報機器メーカーに供給されていた。工場が稼働しなくなれば製品の輸出はストップし、現地法人が多大な損害を被る可能性があった。

そこで、元専務は、2007年12月に高級中華料理店で、地方政府の幹部に約

3万香港ドルと高級ブランドのバッグを手渡した。賄賂を受け取った幹部は、税関職員とともに貿易を監督したり、証明書を発行したりする権限を持っていた。これによって工場の罰金額は大幅に減り、操業停止などの処分が課されることもなかった。

元専務はこの事件の5年ほど前から、地方政府幹部や税関幹部に贈賄を繰り返していた。愛知県警の調べに対して、賄賂は2002年ごろから計16回、総額約5,000万円相当の賄賂を渡していたとも言う。

さて、この米国と日本における上述の3つの事件は、中国が党・政府幹部の反腐敗、経済犯罪に対する取締りを強化しているものの、取締まり対象が政争に利用されているだけで、真に経済活動における公正・公平な取引を担保するためとは必ずしも評価できず、単なるポーズとしか見えないところ、外国政府が自国企業を律することで、中国政府にも国有企业を含めた経済犯罪の取締りをさせるための圧力をかけようとしているという側面もあると想像される<sup>58</sup>。

## 2 外資企業の対策に対する提言

中国においては、リベートなどが商取引慣習のようになっている。このうち、名目はどうであれ、実質的には商業賄賂として収受されているものが少なくないと言えるだろう。

中国進出企業は、コンプライアンス・プログラムを策定し、従業員に周知させることが必要になっている。

以下、(1)企業経済犯罪に関するリーガルマネジメントの必要性、(2)中国進出企業の企業経済犯罪に関する検討事項、(3)企業内部統制の整備、(4)企业文化と従業員確保について叙述する。

### (1) 企業経済犯罪に関するリーガルマネジメントの必要性

外国企業が、中国企業と行う取引は、一般商品売買、生産委託、技術供与から直接投資へと取引形態が複雑になっている。こうした中、国際商事紛争が増えていることは周知のとおりである<sup>59</sup>。従来の経済紛争においては、当然ながら企業間の紛争が中心である。しかし、最近では、企業間の紛争のほかに企業

と国家機関、企業と従業員との間の紛争が増加している。

企業と国家機関という関係では、典型的な問題として、例えば、独資企業や合弁企業への設備投資に対する課税問題がある。企業が投資のために輸入した設備について、免税輸入措置を取得するために虚偽の申告をして輸入したとして追徴課税されるといったケースである。企業が国家入札に参加する場合に贈収賄行為があるとして訴追されることもある。企業間の取引においても贈収賄が成立することもある。

企業と従業員との間の紛争としては、営業秘密漏洩などが問題となるケースが増加している。技術者の転職が常態である中国において、企業は従業員・技術者と営業秘密保持・競業禁止契約を締結しているが、それでもなお技術者の転職に際して営業秘密漏洩が問題となることが多い。自動車部品メーカー「ミクニ」（本社・東京。原告）が四川省成都に設立した独資企業「成都三国紅光機械電子有限公司」の元社長堀茂（被告。日本人）と4人の元中国人労働者が、同社を退職した後に、同社の営業秘密を持ち出し、ライバル会社を設立してミクニの営業秘密を利用して製品を生産・販売したとして、2007年3月にミクニの営業秘密侵害罪で起訴された事件の判決が2009年12月に成都市中級人民法院で言い渡された。法院は、被告に対して、(1)営業秘密侵害罪で懲役2年5月、(2)罰金50万元を支払えとの判決を言い渡した。

これらは単なる経済紛争として処理されることよりは、企業または従業員による経済犯罪といった側面でとらえられる。実務界においても中国事業における経済犯罪リスクが着目されるようになりつつある<sup>60</sup>。

## （2）中国進出企業の企業経済犯罪に関する検討事項

企業の実務上の意義・問題という点に関しては、次のことが指摘できるのではないか。

すなわち、対中事業展開をしている外国企業の多くが、中国人の経済紛争解決意識に対する理解不足から、①経済紛争を未然に防止するためのセーフティーネットの形成、②経済紛争が発生しそうな場合の事前対処法の検討、③経済紛争発生時の対応、④経済紛争解決後の処理方法について、適切な方策を講じられていないと考えるからである。とりわけ、経済紛争発生時に迅速かつ適切

な解決を図っていない。このため、企業は紛争をいたずらにエスカレートさせ、適切な解決がなされないまま多大の損失を生じさせているという問題がある。

そこで、中国進出企業、また中国に直接投資など的方式で進出はしていなくとも対事業展開（貿易や生産委託など）をしている企業としては、経済犯罪について検討をしておき、事件発生後の対処方法について準備をしておく必要がある。

### （3）企業内部統制の整備

企業は、コンプライアンス経営を心掛けなければならない。この場合、企業の内部統制をしっかりと整備することが求められる。中国は、財政部、中国証券監督管理委員会、会計検査署、中国銀行業監督管理委員会および中国保険監督管理委員会の5部門<sup>61</sup>により「企業内部統制基本規範」（以下、「内部統制規範」という。）を2008年5月に発布し、2009年7月1日から施行している。

これに従うのが適当である。そこで、以下、内部統制規範について簡単に紹介する<sup>62</sup>。

#### ① 企業内部統制の概念

中国会社法（公司法）は、2005年10月27日に全人代常務委員会第18回会議において改正が採択、公布され、2006年1月1日から施行されている。会社法5条は、「会社が経営活動を行なうにあたっては、必ず法律、行政法規を遵守し、社会公徳、商業道徳を遵守し、誠実に信用を守り、政府および社会公衆の監督を受け、社会的責任を負わなければならない。」と規定する。

会社が社会的責任を果たすべき存在でなければならないということは、上述した内部統制規範制定の立法背景に共通するものであり、内部統制規範の理念であるともいえる。

同内部統制規範1条は、内部統制規範制定の目的について「企業の内部統制を強化および規律し、企業の経営管理レベルおよびリスク防衛能力を高め、企業の持続的発展を促進し、社会主义市場経済秩序および社会公衆の利益を維持・保護するため」と定めている。

2008年6月28日にこの内部統制規範が発表されたが、この発表に際して財

政部の王軍副部長は、この内部統制規範を有効に機能させるために、(1)科学的民主戦略決定メカニズムを強化し、十分に各方面の積極性、主体性および創造性を引き出し、高いレベルの内部統制基準体系を確立するための業務をしっかりと行い、(2)内部統制に関する国際的趨勢と同等の中国の内部統制基準を確立し、中国企業の海外進出をサポートし、(3)会計基準、審査基準、人材評価、情報化などについて研究・分析し、これらを協働させ、それぞれの機能を十分に発揮させ、経済社会の持続的発展に貢献するような業務支援を行いたいと述べている。

中国企業の内部統制メカニズムを先進資本主義国とのそれと同様のレベルのものにし、中国企業の海外進出を促すということにも、この内部統制規範制定の目的があるといえる。王軍・財政部副部長の発言には直接的な言及はないが、多くの中国企業、上場企業を含めてさまざまな不正行為があることも、この内部統制規範制定の目的の一つである。前述したが、徐によれば企業の不正行為には、(1)会社の虚偽の財務報告、(2)関連取引を利用した会社資産の占用または移転、(3)上場会社による利益配当不履行または少額配当、(4)有限会社による債務弁済の不履行、会社登記抹消による債務逃れ、(5)大企業の高級管理職による経済犯罪、(6)株主の虚偽の出資および出資金の引出しがある<sup>63</sup>。

では、この内部統制規範制定の目的を確保するために、内部統制規範においては、どのような規定をしているのか。以下、この点を概観する。

## ② 企業内部統制の内容

内部統制規範は、全7章 50条からなる。内部統制規範の構成は、以下のとおりである。第1章「総則」(1~10条)、第2章「内部環境」(11~19条)、第3章「リスク評価」(20~27条)、第4章「統制活動」(28~37条)、第5章「情報と伝達」(38~43条)、第6章「内部監督」(44~47条)、第7章「付則」(48~50条)である。

総じて言えば、内部統制とは、企業の董事会、監事會、経営者層および全従業員が実施するものであり、企業の経営の適法性、資産の安全、財務報告と関連情報の真実性および完全性を合理的に保証し、経営効率と効果を高め、企業の発展戦略の実現を促進することを目的とするものである(3条)。

このようにいっても内部統制規範の各章の構成である「内部環境」、「リスク評価」、「統制活動」、「情報と伝達」、「内部監督」というのも言葉だけではなかなか想像できない概念である。これらは具体的に次のような概念である。

「内部環境」とは、企業統治構造を形成する株主会、董事会、監事会、経営層といった会社の各機関のそれぞれの政策決定、執行および監督などの分野における職責・権限およびこれらの機関の関係を言う。この内部環境において、企業は企业文化の形成を強化し、積極的に向上するという価値観および社会的責任感を培い、信義誠実な精神をもたなければならぬとしている(18条1項)。会社法5条は、「会社が経営活動を行なうにあたっては、必ず法律、行政法規を遵守し、社会公徳、商業道徳を遵守し、誠実に信用を守り、政府および社会公衆の監督を受け、社会的責任を負わなければならない。」と規定している。これと共に通するものがある。

「リスク評価」とは、企業の発展過程および業務の開拓・展開に伴って変化する関連情報を持続的に収集し、リスクを識別し、分析し、リスクへの対応策を検討することである(27条)。このために、(1)経済情勢、産業政策、融資環境、市場競争および資源供給などの経済的因子、(2)法律法规など法的因子、(3)文化や教育などの社会的因子、(4)技術進歩などの科学的因子、(5)自然環境因子、(6)その他外部因子に注意する必要があると言う(25条)。

「統制活動」とは、各職務間の分離統制、授権審査統制、会計システム統制、財産保護統制、予算統制、運営分析統制および勤務評定統制という統制措置をとることである(28条)。この統制により、重大なリスクに関する警戒・対応メカニズムを確立することが求められる(37条)。

「情報と伝達」とは、内部統制にかかわる情報の収集、処理および伝達メカニズムを確立することである(38条)。また、企業は、通報・苦情申立制度および通報者保護制度を確立することが求められる(43条)。ここで、伝達とは、コミュニケーションを良くすることであるということがいえる。企業の情報を開示することも内部統制システムをしっかりとしたものにすることであり、会社の財務報告の真実性および信頼性を高めることにある。

「内部監督」とは、内部統制システムが確立・実施されているか否かを常にチェックすることである(47条)。内部監査は、日常的監査と専門項目監査の

2つがある(44条)。日常的監査とは、内部統制の確立および実施状況について経常的かつ持続的に監督・検査を行うことである。専門項目監査とは、企業の発展戦略、組織構造、経済活動、業務の流れおよび主要ポストの従業員などに關して重大な調整が生じた場合に、当該問題についての監督・検査を行うことである。

### ③ 内部統制の今後

内部統制規範は、2009年7月1日から施行されている。はじめは上場会社から施行し、徐々に非上場の大中企業においても執行するようになると予想される。

この内部統制規範は、中国企業においては今なお企業統治システムが不十分であり、企業の不祥事も後を絶たないことから、先進資本主義国と同様のシステムを構築する必要があるとの認識から定められたものである。

中国進出外資企業もどのように機関設計をするかは、会社の社会的責任を果たす上でも、中国の多様なステークホルダーから受け入れられ、円滑な事業運営を行う上でも大変に重要な問題であるといえる。上記の内部統制規範に基づき、外資企業が内部統制システムを構築する場合において、実務上は董事会をどのような構成で設置するかは外資企業の経営管理にとって非常に重要な問題になるものと思われる。

董事会は、内部統制の確立・健全化およびその有効な実施に責任を負う(12条1項)。ここで、董事会がどのようなメンバー構成になるのかが問題となる。現時点において、董事会のメンバーは株主会により選任される。

ところが、ここで気になる規定がある。それは、「企業労働組合主席選任弁法(試行)」(2008年7月25日公布、施行)である。この弁法19条2項に「会社制企業の労働組合主席は、法に基づき董事会に入らなければならない。」という規定が見られることである。

この概念がはっきりしない。というのは、労働組合主席が董事になるということであるのか、董事会という身分ではなくても董事会に必ず出席しなければならないということであるのか、判然としない。

もともと労働組合は、合弁企業の董事会が、企業の発展計画、生産経営活動などの重大な事項について討議する際、労働組合代表を会議に列席させ、従業

員の意見および要求を反映させる権限を有する（中外合資經營企業法実施条例85条）とされている。また、労働組合の代表は、従業員の賞罰、賃金制度、生活福利、労働保護および保険などの問題について研究決定するときには、会議に列席する権利を有する。このとき、董事会は労働組合の意見を聴取し、労働組合の協力を得なければならない（「北京市中外合資經營企業労働組合条例」1990年11月3日発布、1991年1月1日施行）のである。現実に、すでに外資系企業のうち8865社の労働組合主席が董事会に参加あるいは列席していると言う。

この現状をより確かに義務づけるということであるのか。外資企業にとっては、深刻な問題となりそうである。

#### (4) 企业文化と従業員確保

企業内部統制を整備する制度上の問題の他に従業員教育など人の意識をどのように変えるかという問題も重要である。この点について以下で検討する。

##### ① 高級・中堅幹部の採用難

現在、中国共産党員は約8,300万人である。最近の傾向として、大学生ほか若者の入党希望が多い。彼らの入党理由は何か。最大の要因は成功を掴むこと、すなわち、良い企業への就業機会を掴むことである。

11月24日に2014年度の中央機関およびその直属機関（国家公務員）の採用筆記試験が行われた。1.9万人の採用予定人数に対して152万人が応募し、平均して約80倍の難関である。

民間企業を志向する者は、どこに行くのか。近年、中国人労働者は、国内企業を就職先として選ぶ者が増えてきている。なぜか。それは、私営企業も国有企业も従業員のキャリア形成・発展について、外資企業よりも魅力的であるからである。

外資企業における従業員採用難という現象が見られる。一般従業員だけでなく、幹部候補生、中堅幹部、高級幹部の各クラスで採用難が見られる。どうすれば、優秀な従業員を確保し、この従業員を長く企業に定着させることができるのでろうか。

## ② 企业文化が重要

MRIC（企業幹部のリクルートを行う独立系の会社で 1998 年に香港で設立され、2000 年に中国大陸に設立された。）の最近の調査によると、中国人従業員は、会社の明確なビジョンおよび強いリーダーがいることに会社の価値を見いだしていると言う<sup>64</sup>。そして、企业文化が、強くて、かつ長期安定雇用できる従業員を形成する上で重要であると言う。

企业文化の重要性は、中国進出企業には今では十分に認識されていることと考えるが、MRIC の最近のデータから、このことを再確認する。

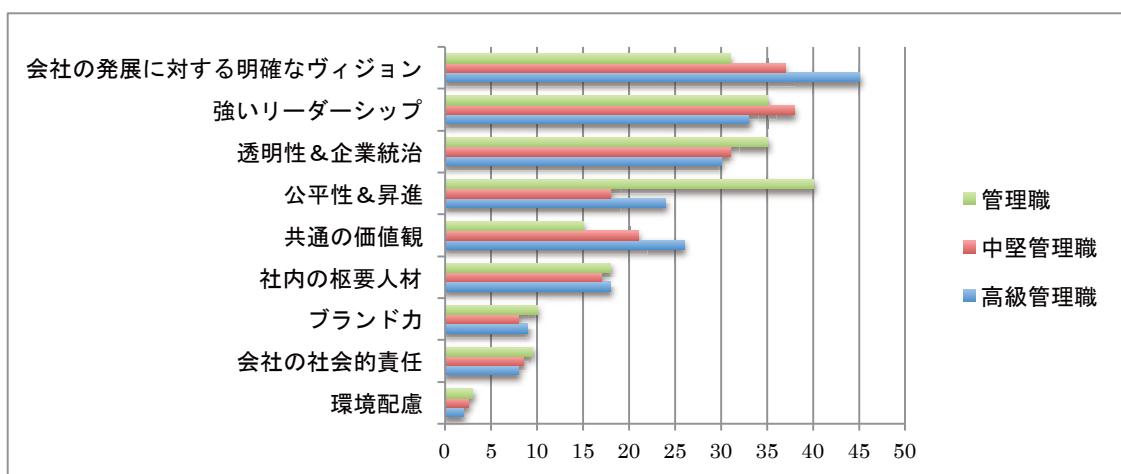


図 1 企业文化で最も重視するものは何か

(出所) Christine Raynaud and Angie Eagan, Company Culture in Building a Strong and Stable Workforce in China, China Business Review,  
<http://www.chinabusinessreview.com>

## ③ 企业文化の概念

企业文化は、言うまでもなく直接的に経済的利益を生み出すものではない。しかし、企業が持続的に反映するか否かの重要なファクターとなる。経済学者の于光遠は、「企業発展のために、三流企業は生産に依存し、二流企業はマーケティング、一流企業は文化を大切にする。」と言う。

では、優秀な人材を獲得するために外資企業は、どのような企业文化を形成するのが良いのか。上記の図の通りであるが、総じて言えば、第一に、(1)企業

戦略情報を共有化し、第二に、(2)高級幹部を含めた各レベルにおける人材獲得戦略を作り、第三に、(3)採用に際してキャリア形成・発展機会について説明することである。

また、忘れてはならないことは、従業員同士および従業員と管理職とがコミュニケーションしやすく、互いに真摯に关心を持ち合い、チームで仕事ができるような環境が形成されているという魅力ある企業文化をもつことである<sup>65</sup>。

## 第6節 企業犯罪防止のための中国政府に対する提言

商業賄賂を撲滅しようとする場合、中国政府が取締りの厳格化、強化をし、また、外資企業の努力だけで対処できる筈もない。公務員、企業経営者および従業員、法整備、行政改革など総合的に対処することが必要である。また、商業賄賂を出現させている背景を分析し、これに対する根源的な対策をとる必要がある。以下、このような観点を意識しながら、企業犯罪防止のために中国政府に対する若干の要望および提言をする。

### 1 企業犯罪の背景：関係学の弊害—商業賄賂の醜聞に揺れるシーメンス

ドイツの明鏡在線<sup>66</sup>によると、シーメンスが世界各国で商業賄賂をばらまき、その額は10億ユーロにのぼり、とりわけ中国では50%の業務で商業賄賂を提供しているそうである。

北京商報によれば、シーメンスはある中国企業に600万ユーロもの献金（=賄賂）を提供している<sup>67</sup>。

シーメンスのあるマネージャーの話によると「中国ではおよそ9割の取引においてインフォーマルな中国人を介在させることが必要で、インフォーマルなコネクションを形成できる中国人がいなければ、事は成り立たない」と言う<sup>68</sup>。

シーメンス中国は、再三にわたって50%の業務で賄賂を提供していないと否定しているが、証拠は示されていない。

実際に2007年初め、長沙市第四人民医院の副院長が医療機器の購入および建設工事の発注に際して、シーメンス中国集団およびこの関連会社から128万元の賄賂を受け取ったことが発覚し、刑事罰を科されている。また、濟南市中

級人民法院は 2000 年に山東省郵電管理局の技術主管が、上海シーメンス通信電源有限公司から 1998 年以来継続して賄賂を受けていたという事件を審理していることなどが知られている。

医院の副院长に対する賄賂は直接の発注責任者に対するものであり、郵電管理局の技術主管に対する賄賂は関係を作り自社商品の販売を有利にしようとするものである。ある業界関係者は、外国企業が中国で入札プロジェクトに参入しようとすれば、まずコネクションを作らなければならないと言う。このコネクションというのは、中国政府の各方面にコネをもっているブローカーを見つけ出すと言うことである。このブローカーは、あるプロジェクトのためにペーパーカンパニーを作る。このペーパーカンパニーの銀行口座には、外国企業が送金した資金（裏金）が蓄えられることになる。外国企業は、このペーパーカンパニーと一緒にになってプロジェクトに参入するわけだが、プロジェクトの実施過程で必要な賄賂は、このペーパーカンパニーから出金されることになる。中国の裏の商慣習によれば、一般にプロジェクトの総金額の 2~3% に相当する賄賂が必要であると言う。中国において関係学は、ビジネス上でなくても社会生活の中で不可欠の知恵・慣行であり、有用である。必ずしも悪いものばかりではない。しかし、この関係構築のために、しばしば賄賂が使われることがある。中国でビジネスを行う企業は、賄賂を用いない関係構築のあり方を身につける必要がある。

## 2 GDP 主義と道徳の崩壊

最近、中国で道徳意識＝モラルが低下ないしは崩壊していると言う論文が見られる。例えば、鄭永年の「中国的 GDP 主義及其道徳体系的解体」<sup>69</sup>や何懷宏＝張天潘の「社会道徳不能依附于政治」<sup>70</sup>などである。

鄭は、中国が過度に GDP を追求したために、負の社会的効果が発生していると言う。負の社会的効果とは、所得格差、社会の文化、労働者の権利剥奪、環境悪化などであるが、これだけでなく、さらに道徳の崩壊があると指摘している。

何＝張は、近年のモラルの低下は著しく、このことは例えば、小悦悦事件（2歳の女児が道路の中央でワゴン車にはねられたにもかかわらず、通行人は誰も

見向きもせず、直後に別のトラックにもはねられ死亡したという事件）や食品安全・詐欺などの商業倫理の低下として顕在化しており、今日の道徳は不安定であると言う。

リチャード・ウィルキンソン（Richard Wilkinson、米国の公衆衛生学者）は、『格差社会の衝撃』（How economy inequality harms societies）<sup>71</sup>において、一国における1人当たりGDP所得格差が大きい国ほど問題発生率が高くなり、社会に悪影響を及ぼすと指摘している。問題発生率は、平均寿命、子供の学力、乳児死亡率、殺人発生率、囚人の割合、10代の出産率、人を信用できる率、肥満率、薬物・アルコール依存症、精神疾患の率などで計られる。

今日の中国は、所得格差が著しく拡大していることは周知の通りである<sup>72</sup>。リチャード・ウィルキンソンの理論が中国でも適用しているといえそうである。道徳意識＝モラルの低下も数値化できないにしてもウィルキンソンの指摘する問題に入りそうである。

全国总工会と中国科学院心理学研究所は、職場におけるストレス調査を共同で実施した。全国20都市、2,039人に対する調査であったが、調査対象者の63.3%がストレスを感じ、うち13.5%が非常に強くストレスを感じていた。13.5%の人のストレスは、不安、不眠、鬱状態として発現し、メンタルヘルスを必要とする人が増加していると言う<sup>73</sup>。職場において、このようなストレスを感じることが多くなっていることも大きな社会問題として捉えられる。

搾取主義、利益至上主義がモラルの低下を生み、贈収賄事件を引き起こしている。不正競争防止法などがあるが、公平・公正な取引がなされていない。法による強制力だけでは、効果が不十分である。道徳教育ということも必要である。

### 3 企業犯罪防止のための提言

#### (1) 行政調査制度の整備

企業の不祥事や違法行為を防止し、取り締まるために、行政機関による職権調査は、重要な機能を有する。しかし、行政機関による法に基づかない資金獲得を目的としたような不適切な調査が存在し、さらには不当に行政処罰（罰金）を科すなどの行為があり、このような場合に企業を救済する制度が十分に確立

されていないといった問題がある。行政調査制度を規整し、まつとうな企業を救済する仕組みを確立する必要がある。

N市X社は、N市統計局から企業の統計調査を実施するにつき、有料の統計業務研修会議に参加し、また「統計検査調査票」に必要事項を記載して返送するようにという通知を受けた。

しかし、X社は、この調査の法的根拠が明らかでなかったことから、会議参加および調査票への回答をしなかった。これに対して、N市統計局は、X社が行政命令に違反したとして、行政処罰（罰金）を科した。

X社は、この処罰を不服として、人民法院に不服申立てをした。

人民法院の審理において、以下のことが明らかになった。(1)N市統計局の統計調査は、有料の統計業務研修会議に参加した企業でなければ、「統計検査調査票」を受け取ることができないというもので、(2)この会議は観光地で開催され、交通費および宿泊・食費は企業が自己負担しなければならず、(3)かかる研修費用は政府の財政により拠出しなければならないという規定に反し、(4)本当の目的は、N市統計局が自らの収入を図るための会議であり、明確な法的根拠がないのに企業から各種の費用を調達しようとする「乱収費」に相当するものであった。

そこで、人民法院は、N市統計局の通知は不適法であり、X社に対するN市統計局の行政処罰を取り消すという判断を下した。

なぜ、このような事件が生じるのか。行政調査の意義は認められるが、行政調査を行う法的根拠や制度が確立されていないという問題がある。現時点において地方政府の条例で「行政手続規定」といったようなものが存在する。

しかし、この規定においても、(1)行政調査の目的、(1)調査の主体やその資格、(2)具体的な調査体制、方法および内容、(3)調査により得られた情報の使用方法、(4)情報の秘密保持、(5)調査に不服がある場合の救済制度などについて制度が十分に確立されているものはないに等しい。

そうであるので、行政調査権の濫用という実態があり、上述のような事件が多く発生している。

このとき、行政調査制度を規整する必要があるほか、同時に行政調査に対する救済制度を整備する必要がある。これまでの行政不服申立て、行政訴訟の改

正だけでなく、行政仲裁や国家賠償制度、行政補償制度などについてより一層の検討、改正がなされなければならない。

## (2) 情報公開条例の制定

2011年7月23日夜の温州市における高速鉄道事故から2年以上が経つ<sup>74</sup>。

この事故処理をめぐっては、多くの法律問題が存在する。第一に、(1)「突発事件緊急対策法」の適用上、事故処理の妥当性が問題となる。第二に、(2)「生産安全事故報告および調査処理条例」に基づく場合、事故現場および関係証拠の適切な保全要求に従ったといえるか。第三に、(3)「政府情報公開条例」が要求するところの“すみやか”“的確な”情報が開示されないことである。第四に、(4)「権利侵害責任法」に基づく損害賠償額の適否である。第五に、(5)「刑法」に基づく、刑事責任の追及問題がある。

このような法律問題が様々ある中、2011年7月31日に人民大学法学院で「反省と改革：列車事故の法律問題の検討」と題するシンポジウムが開催されている。

こうした法律問題の中でも、多くの市民にとっての最大の関心事は、事故原因の究明にあるのではないか。事故調査に関するプレスリリース（新聞発布会）が行われた際、あるメディアは、「発紙会」（紙を配るだけの会）ではないかと批判したと言う。2枚の紙が配られ、ここには被害者の氏名もなく、記者の質問に答えないとするものであった。

政府情報公開条例は、公民、法人およびその他の組織が法により政府の情報を取得することを保障し、政府の業務の透明度を高め、法による行政を促し、政府情報の人民大衆の生産、生活および経済社会活動へのサービス提供機能を十分に發揮するために制定されたものである（同条例1条）。

しかし、今回の鉄道事故の調査に関しては、この条例制定の精神が反映されているとは言い難い。条例の精神として重要な点は、公正で民主的な行政の推進に資する（日本の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」1条には、このように同法制定の目的が書かれている。）ことではないかと思うが、かかる意識が欠如していると思えなくもない。

なぜ、十分な情報公開がなされないのか。この点に関して、劉俊海・中国人

民大学法学院教授は、中国の鉄道体制の改革が行われていないことに問題があると指摘している。

2008 年に中国において大規模な政府機関の機構改革が行われ、「政企分開」(政府から企業部門を分離し、企業の独立採算制を実行する。)が進められた際、鉄道省は、「政企不分」が維持された。市場における自由競争が、ひいては経済の繁栄をもたらすという理論に対して、鉄道は建設工事の任務が非常に重要であるので、改革対象から外すという特例措置が認められた。

しかし、この結果はどうであったのだろうか。中国の鉄道技術に対する信頼性が、世界中で失われることになった。鉄道の安全監督・管理措置に不信感が突きつけられた。劉俊海教授は、「いかにして我々は鉄道技術を海外に輸出しようとするのか。まず、足下の国内市場を固めなければならないのではないか。むやみに“走出去”（海外投資）により世界市場を占有するなどという軽口は慎むべきではないか。人に笑われるだけだ。」と言う。

鉄道省の腐敗は、これまでに幾度となく指摘されてきた。最近では、2011 年 3 月にも北京-上海間の高速鉄道建設工事で不適切な 49 億元の契約が発覚したことがあった。

人身に大きな損害を及ぼす鉄道事故においても鉄道法 58 条の過失責任の原則規定から、責任を免れることが少なくなかった。さらに、かかる規定があるが故に、事故の原因を隠蔽する体質もあると言われる<sup>75</sup>。

鉄道省に限らず、情報公開の真の意義「公正で民主的な行政の推進」を再度認識する必要がある。

### (3) 法治国家から法の支配へ

中国で法整備が進展している。法体系は、西側先進資本主義国の物と変わらないものが形成されていると評価される。しかし、西側諸国における「法の支配」(Rule of Law) は、どうも生まれそうにない。

中国に立派な法体系がある。この法を以って社会主義秩序が形成されている。従って、「法治国家」(形式的法治主義) であるといえる。しかし、この場合の「法治」は、「法の支配」(実質的法治主義) とは随分と異なる。

1999 年に憲法の一部改正が行われた際に「法によって国を治め(依法治国)、

社会主義法治国家を建設する。」という文言が追加された。ここで「依法治国」とは何かが問題となる。一見、法治主義ではないかと考えられるが、実はそうではない。

依法治国の主体は何かがまず問題となる。主体として、(1)中国共産党、(2)全人代、(3)国家機関、および(4)人民が考えられる。次に、客体は何か。(1)中国全土、(2)国家事務、(3)国家権力の何れか。

西側諸国では、法治主義とは、「人民が、法により国家権力を治める。」ということになるが、中国の場合には「中国共産党が、法により中国全土を治める。」と定義されることになりそうである。中国共産党による「以法治国」(法を手段とした治国)と解される。

このようにいうのは、2012年1月11日の法院日報に掲載された最高人民法院の胡雲騰による「社会主義法治理念および司法理念のいくつかの認識問題について」と題する評論から判断できるからである。

胡は、2007年12月に胡錦濤総書記が全国政法工作会議代表と全国裁判官、全国検察官との座談会の席上で提起した「黨の事業堅持を至上とし、人民の利益を至上とし、憲法法律を至上とする。」という言葉を人民法院の司法理念として学習しなければならないと述べている。すなわち、法院といえども何より真っ先に「当の事業を堅持することを至上」とするということである。

胡は、次のように言う。

「中国は民主と法治を確立する過程において、西側の法治理論と実践を知る必要があるが、“依法国治”的基本方針を進める上で、中国の政治制度、歴史伝統、思想文化、価値体系等の国情に相応しくない思想理念、価値観であって、中国の特色ある社会主義法治国家建設の障害になるものについては、断固として決別しなければならない。」

胡は、中国において共産党は、全人民の利益を代表するのであって、共産党自身にはいかなる特別の利益も存在しないと言う。そうであるから恐らく「中国共産党が、法により中国全土を治める」ことは、「中国人民が法により中国全土を治める」ことに他ならないという議論になるのであろう。

しかし、そうであろうか。共産党を構成しているのは、共産党員である。全ての共産党員が何ら個々人の利益を考えていないとどううに清廉であろうか。

「否」と言う回答になりはしないか。

江利紅（華東政法大学法律学院教授）は、中国における法治主義の実現に向けて、(1)共産党も「依法執政」（法による執政）をするようにし、(2)行政権の法的統制をし、(3)司法改革として、①司法の独立、②違憲審査制の導入（現在、中国に違憲審査制は存在しないし、憲法訴訟も認められていない。）をすることなどが必要であるという指摘をしている<sup>76</sup>。

中国が「法の支配」に向けて踏み出すのはいつのことになるのか。

さて、最近、共産党中央規律検査委員会と国務院監察部は、汚職・腐敗を取り締まるウェブサイト<sup>77</sup>を立ち上げた。反腐敗活動、政府高官の腐敗裁判などについて報道しているほか、市民が、匿名で腐敗を簡単に告発することもできるようになっている。

このサイトは、一般国民が腐敗、それが高官である「虎」であろうと、低い身分の官吏「ハエ」であろうと関係なく、通報するチャンネルとの宣伝文句で導入された<sup>78</sup>。本当に機能させようと考えているのか、単なるガス抜き、ポーズに過ぎないのかは判然としない。やはり、市民は懐疑的なようだ。

前述したが、米国証券取引委員会（SEC）は、J.P.モルガンが中国政府高官の子女を雇用することで、業務上の利益を得ようとしているのではないかということで、同社の調査を開始した。この意図は、単純に中国で事業展開をしている米国企業の活動を監督しようとしたものなのか。または、本心では、中国の政府高官や企業の腐敗を暴こうとしているのか。

中国事業を展開する企業は、経済犯罪、反腐敗という観点から自らを律するリスクマネジメントがこれまで以上に重要になる。

#### （4）行政改革の必要性

2012年12月に開催された中国共産党第18回全国代表大会において、行政体制改革は経済基盤をさらに高める上で必ず推進しなければならない問題であるという指摘がされた。行政改革の必要性は、市場経済を確立する上での要となる反腐敗という側面からも必要である。

2013年4月に四川雅安市で起こった壊滅的地震に対して、多くの中国人が義援金を寄せている。ただし、5年前の四川省の地震の時と大きく異なるのは、多くの

人が中国赤十字社ではなく民間の慈善団体に寄付をしていることである。これは、義援金が腐敗していると名高い政府機関の掌中に落ちないようにするためである。

2008年に中国赤十字社は、2011年2月までに中国赤十字社は合計で国内外から2008年地震のための義援金・物資43億元相当を受け付けた。ところが、2011年夏、郭美美の醜聞が中国赤十字社を嫌われ者にした。当時20歳の女性郭美美は、ウェブサイトに自分がイタリアのスポーツカーに乗り、エルメスのバッグを持つ写真と飛行機のビジネスクラスに座っている写真を掲載していた。彼女はブログで自分自身は赤十字社の業務部長であると述べていた。結果として、中国の人々はブログやその他の場で今の四川の救援活動に関して義援金を出そうとするとき、赤十字社を回避しようとするようになった。

メディアの存在を意識して、政治・法律の透明度を高める必要がある。5月3日に最高人民検察院は、全国の検察機関の業務会議を開催し「食品安全を害する刑事事件の適用法の若干の問題に関する解釈」を通達する際に、初めての試みとしてメディアを通じて実況放送をした。これも世論による監督があるということを意識したものであろう。

行政改革に関しては、現在の政府が社会や企業に対して超越した存在となり、不適切な管理や競争原則を等閑にしていることを反省した改革が必要になる。このために、(1)中央政府は地方政府に権限を委譲し、(2)中央・地方行政機関の過大な許認可権限を削減して、可能な限り準則主義によるようにし、(3)行政機関による市民や企業の権利侵害をなくし、(4)行政機関も市民や世論の監督を受けるような改革が求められる。(5)法治化のレベルも高くないので、法による規律が確保される執行体制・権限を強化することも必要である。

## まとめ

中国の大型国有企业、華潤集団トップの汚職疑惑を、国営新華社の現役記者が2013年7月17日、ネット上で実名告発したということが報道された<sup>79</sup>。

中国で最強の捜査機関とされる共産党中央規律検査委員会にあてた告発文の中で、2010年に実施した買収案件を巡り数十億元（数百億円）の国有資産の流出を招いたと指摘した。ただし、告発文はその後、削除されていると言う。

スティーブン・フェルドマン（Steven Feldman）は、『“関係”Trouble in the Middle』の中で、「中国の商取引文化を理解する鍵は、明らかに「仲介人」の機能である。仲介人は、商業取引で直面する法律および道徳上の問題を避けることを手助けしてくれる。ある米国企業の幹部は、中国人の仲介人に製品を販売し、法的責任をこの仲介人に転嫁する方式をとっていると言う。その後は、この中華人が何をしようが全く関係ない。一般にこの仲介人は、利益の30%は賄賂としてばらまいているのではないか。』と述べている<sup>80</sup>。

このような慣行が不適であるという認識が広まっている。刑法が企業や単位犯罪について規定したのは、自然人の犯罪を規定するだけでは、市民の経済利益の保護や公正な取引を十分に確保できなくなっているという実態があるからであると考える。

単位犯罪を規定する保護法益は何か。日本においても金融・証券不祥事、談合、汚職、食品偽装など各種の企業不祥事や企業犯罪が後を絶たない。そこで、経済刑法という概念が生まれ、企業の犯罪を認定して罰則を強化しようという考え方方が生まれる。市場経済主体間における公平な競争の確保のためには、どうしても整備された法体系によって規律される必要がある。経済刑法とは、刑法の観点から経済犯罪問題を考え、刑事責任を追及しようとするものである。経済刑法の保護法益は、公平な競争の確保ということにある。

最高人民法院の「単位犯罪事件を審理し具体的に法律を応用する関連問題に関する解釈」3条は、「単位の名義を登用して犯罪を実行し、違法所得が犯罪を実行した個人によって私物化された場合は、刑法における自然人犯罪の規定に照らして罪を確定し処罰する。」と規定している。

吉林省公主嶺市公安局經偵（経済犯罪捜査）大隊に所属する張瑞は、北京大学法律情報網に「経済刑法概述及体系建構初探（経済刑法概説および体系構築の初步的検討）」と題する論文を投稿している。この中で、張は、経済刑法の適用に関連して、次の通りの叙述をしている。

「公平かつ正当な自由競争が、市場経済の本質的な特徴である。競争がなければ市場経済もない。これは市場経済に内在するメカニズム、すなわち価値規律および需給関係により決定されるものである。競争は自由を必要としている。自由がなければ競争の活力も生まれない。競争の自由は、同時に公平であるこ

とが求められ、公平かつ正当な競争がなければ、良好な市場秩序も形成されない。競争の自由と公平が同時に保障されることで、有限な資源の最も適切かつ効率的な分配が可能となる。刑法は、諸刃の剣であり、正しく刑法の機能を適用して市場経済の法的調整を行うことで、市場経済に危害を加える犯罪活動に懲罰を科すことができ、良好で公平な競争秩序を有効に保障し、市場経済の繁栄と発展を促進することができる。」<sup>81</sup>

この張の考え方は、先進資本主義国の自由経済のそれに近いのではないか。張の論文を目にして、ここまで進歩的な発想をしている者がいることに驚いた。

今後、企業犯罪対策のための経済刑法に関する研究は、もっと進展するものと考える。また、企業不祥事、企業犯罪を防止するためにコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスとの関係でも経済刑法が考えられることになるだろう。

中国進出企業は、企業内のコンプライアンス組織をしっかりと設置し、かりに従業員の経済犯罪があっても企業の経済犯罪と認定されないような組織および従業員教育を行っておく必要がある。それでもある程度の監督責任は逃れ難いという認識も持っておく必要もあるだろう。

さらに、中国進出企業は、(1)中国における経済紛争解決意識について法制度面から理論的に分析をするとともに、(2)経済紛争事例の適用例を明らかにすることにより同国における実務の動きを明らかにしつつ、(3)国際的な視点からその制度上および運用上の問題点を明らかにし、(4)同国において経済紛争が生じた場合の解決法について展望をしておくことが必要である。

---

<sup>1</sup> 『鄧小平文選』人民出版社、1993年版、404頁

<sup>2</sup> 日本の国会に相当する。

<sup>3</sup> 共産党の路線の実行や党紀の整頓について監督することを主たる任務とするが、最近では、党員の腐敗などを監督する機能が多くなっている。

<sup>4</sup> 公務員の不正を取締り、公訴提起する役割も担う。

<sup>5</sup> <http://www.ccdi.gov.cn>

<sup>6</sup> Wall Street Journal 2013年9月6日

<sup>7</sup> <http://t.people.com.cn/g/datanfu>

<sup>8</sup> 新華網 2012年12月21日

<sup>9</sup> 同上

<sup>10</sup> 日本の最高検察庁に相当する機関。

<sup>11</sup> [http://www.spp.gov.cn/gzbg/201303/t20130316\\_57131.shtml](http://www.spp.gov.cn/gzbg/201303/t20130316_57131.shtml)（最終アクセス日：2014年1月12日）

- 
- <sup>12</sup> 新華社 2009年9月3日
- <sup>13</sup> 同上
- <sup>14</sup> 同上
- <sup>15</sup> 梶田幸雄「中国における企業経済犯罪と経済刑法の適用」麗澤大学紀要、第97巻、2013年12月
- <sup>16</sup> 張瑞（吉林省公主嶺市公安局経偵大隊）法律教育網 2008年11月12日  
<http://www.chinalawedu.com/news/16900/175/2008/11/wy48551541311211180026840-0.htm> 最終アクセス日 2013年8月13日
- <sup>17</sup> 孫国祥＝魏昌東『経済刑法研究』法律出版社、2005年2頁
- <sup>18</sup> 欧陽濤『経済領域中厳重犯罪問題研究』法律出版社、1984年、1頁
- <sup>19</sup> 謝宝貴『経済犯罪的定罪量刑』法律出版社、1988年、24頁
- <sup>20</sup> 楊敦先＝謝宝貴編『経済犯罪学』中国検察出版社、1991年、40頁
- <sup>21</sup> 顧肖榮編『経済刑法』世紀出版社、2008年、4頁。林山田『経済犯罪と経済刑法』三民書局、1981年、89頁
- <sup>22</sup> 夏吉先「析商品経済体制下的経済犯罪」法学、1987年第2期
- <sup>23</sup> 檢察日報 2011年7月13日
- <sup>24</sup> 前掲注(4)に同じ。
- <sup>25</sup> 中国共産党中央が、商業賄賂事件を専門的に調査し、対策を検討するため2006年組織した商業賄賂撲滅指導グループ（人民日報 2006年5月25日）。
- <sup>26</sup> 張文鏘＝何增科編『公司応対商業賄賂指南：中英対照』中央編訳出版社、2008年、3頁
- <sup>27</sup> 国務院に直属し、市場監督管理と関連する行政法執行業務を主管する部レベル（日本の官庁の省に相当する）機関。
- <sup>28</sup> 日本の最高裁判所に相当する。
- <sup>29</sup> 国務院を構成する政府機関。
- <sup>30</sup> 日本経済新聞 2006年5月24日
- <sup>31</sup> 国務院を構成する政府機関で日本の経済産業省に相当する。
- <sup>32</sup> 国務院直属の事業単位で、主に銀行業等金融機構に対する監督・管理を行う。
- <sup>33</sup> 国務院を構成する政府機関で日本の国土交通省に相当する。
- <sup>34</sup> 新華社、2009年9月3日
- <sup>35</sup> 屠錦寧＝中川裕茂「中国の商業賄賂規整および外国公務員などに対する贈賄罪の新設」NBL No.957、2011年7月15日、86-87頁
- <sup>36</sup> 日本の拘留に近い概念であるが、拘留期間や刑務作業の義務が科される点で異なる。
- <sup>37</sup> 自動車ローン業務の独占を目的に4S店にリベートを支払ったとして、トヨタ自動車の全額出資子会社「トヨタ自動車金融(中国)有限会社」が杭州市工商局江乾支局から行政処罰に関する通告を受けた。工商局の調査結果によると、2008年8月から、トヨタ自動車金融(中国)有限会社は自動車ローン顧客を獲得するため、杭州金豊トヨタ自動車販売サービス会社、浙江広豊通田自動車有限会社、杭州東昌自動車販売サービス有限会社などでトヨタブランドの自動車販売の「手数料」または「サービス料」名義のリベートを支払っている（新華網、2011年7月13日）。
- <sup>38</sup> 法制網 [http://www.legaldaily.com.cn/2007fycj/2008-07/01/content\\_890026.htm](http://www.legaldaily.com.cn/2007fycj/2008-07/01/content_890026.htm)（最終アクセス日：2008年7月19日）ほか
- <sup>39</sup> China Daily, 2006年7月18日
- <sup>40</sup> 新華社 2011年7月13日
- <sup>41</sup> GSKは、学術会や研修を手配する旅行会社に費用を水増し請求させ、実際の支払い額との差額を贈賄資金として保留。薬価引き上げや販路拡大のために政府部門や病院などの関係者に賄賂を提供していた。公安当局はGSKの中国人幹部4人をすでに拘束した。公安省は、「GSKが旅行会社などに移し替えた資金は30億元（約480億円）に達する」と発表している（Wall Street Journal 2013年7月18日）。
- <sup>42</sup> 中国網 2013年8月8日
- <sup>43</sup> 北京晚報 2013年8月10日
- <sup>44</sup> 経済参考報道 2013年8月16日
- <sup>45</sup> 経済参考報道 2013年8月16日
- <sup>46</sup> Wall Street Journal 2013年9月27日
- <sup>47</sup> 重慶市梁平県人民检察院「貪汚罪還是单位受贿罪關鍵在于碍航補償金是否是国家財政專

項抜款」東方法眼 2011年9月21日

<sup>48</sup> この事件が、政府機関による単位犯罪であるか否かは不明であるが、全国で同様のことが多数報じられてもおり、この中には政府系の事業単位による経済犯罪と認定されるものもありそうである。

<sup>49</sup> 神山敏雄『経済犯罪の研究（第1巻）』成文堂、1991年、9頁

<sup>50</sup> 項先権＝唐青林編『企業家刑事法律風險防範』北京大学出版社、2008年、53-54頁

<sup>51</sup> 項先権＝唐青林編『企業家刑事法律風險防範』北京大学出版社、2008年、68頁

<sup>52</sup> <http://www.bloomberg.co.jp/news/123-LIABXD07SXKX01.html>（最終アクセス日：2014年1月12日）

<sup>53</sup> 大紀元 <http://www.epochtimes.jp/jp/2011/03/html/d14743.html>（最終アクセス日：2014年1月12日）

<sup>54</sup> 日本経済新聞 2013年8月20日

<sup>55</sup> 日本経済新聞 2013年8月20日

<http://www.sankeibiz.jp/business/news/131013/bsa1310130701000-n1.htm>（最終アクセス日：2014年1月12日）

<sup>56</sup> <http://www.asahi.com/national/update/1003/NGY201310030036.html>（最終アクセス日：2013年10月31日）。名古屋地検は今回の区検の処分について、元専務が罪状を認めている点や過去の事例を踏まえ、公判請求せずに略式起訴した、と説明した。

<sup>57</sup> 前掲注(55)に同じ。

<sup>58</sup> 経済協力開発機構（OECD）に加盟する日本は1998年、「外国公務員への贈賄防止条約」を締結。不正競争防止法を改正し、贈賄企業を取り締まる環境を整備した。しかし、日本国内でこれまで摘発された事件は、今回を含めて4件にとどまる。汚職を監視するNPO法人「トランスペアレンシー・ジャパン」（東京）によると、OECD加盟国の中までの摘発件数は計708件。トップの米国は275件、2位のドイツは176件に上る。摘発が低調な日本はOECDからたびたび、「経済規模の割に摘発件数が少なく、積極的な取り締まりをしていない」と勧告を受けてきたと言う（前掲（注）30に同じ）。

<sup>59</sup> 中国で最大の国際商事仲裁機関の中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）の2012年の仲裁受理件数は、1,060件にものぼる（<http://cn.cietac.org/AboutUS/AboutUS4Read.asp>）。この件数は、仲裁裁判所（International Court of Arbitration。本部パリ）の受理件数（800件程度）を上回り、世界で最も多い。日本商事通再協会の受理件数は、年間20件弱である。

<sup>60</sup> 例えば、遠藤誠＝宮艶会「中国ビジネスにおける経済犯罪リスクリオ・ティント事件を題材として」Business Law Journal, Lexis Nexis, 2010年11月、No.32、84-89頁

<sup>61</sup> (1)財政部は、國務院を構成する政府機関であり日本の財務省に相当し、(2)中国証券監督管理委員会は、中国の証券業界の業務を監督する國務院直属の事業単位であり、(3)会計検査署（審計署）は、國務院を構成する政府機関として政府機関と国有企業の財務収支の監査を行う日本の会計検査院に相当し、(4)中国保険監督管理委員会は、中国の保険業界の業務を監督する國務院直属の事業単位である。

<sup>62</sup> 企業内部統制に関して、詳しくは、梶田幸雄＝熊琳＝章啓龍『中国における企業内部統制（報告書）』（麗澤大学企業倫理研究センター、Working Paper、No.5、2010.3.3）がある。

[http://r-bec.reitaku-u.ac.jp/report\\_download/2010082410051690.html](http://r-bec.reitaku-u.ac.jp/report_download/2010082410051690.html)

<sup>63</sup> 徐曉松『公司資本監督与中国公司治理』知識産權出版社、2006年、98-108頁

<sup>64</sup> Christine Raynaud and Angie Eagan, Company Culture in Building a Strong and Stable Workforce in China, China Business Review,

<http://www.chinabusinessreview.com>, 最終アクセス日 2013年11月24日

<sup>65</sup> Virginia A. Hulme, Short Staffed, The China Business Review, March-April 2006, p21

<sup>66</sup> 2007年9月12日付。筆者はこの報道機関名を知らないので、中国語標記のまま使用する。

<sup>67</sup> 筆者は北京商報の記事入手していないので、2007年8月29日付の南方都市报によった。

<sup>68</sup> 「西門子賄賂丑聞蔓延，中国市场“重灾区”」南方都市报 2007年8月29日

<sup>69</sup> 中国人大民商事法律科学研究中心のホームページ“中国民商法律網”

<sup>70</sup> 南方都市报、2012年7月1日

<sup>71</sup> リチャード G. ウィルキンソン（池本幸生・片岡洋子・末原勝美訳）『格差社会の衝撃—

---

不健康な格差社会を健康にする法』書籍工房早山、2009年

<sup>72</sup> 世界の5,000万ドル以上の所得のある超富裕者のうち、中国人割合が6%になっている。これは米国の50%弱に次いで世界2位の多さである(Wall Street Journal 2013年10月11日)。このことは何を意味するか。所得格差の拡大の凄まじさである。中国西南財経大学の調査によれば、中国の1%の家庭が160万ドルの資産を保有しているのに対して、一般家庭の平均資産は36万8,000ドルでしかない。

<sup>73</sup> China Daily 2012年9月12日

<sup>74</sup> 2011年7月23日、北京南駅発福州駅行きの高速列車が杭州駅発福州南駅着の高速列車に浙江省の温州で追突し、40人超の死者を出した。

<sup>75</sup> 中国鉄道部の腐敗は、これまでに幾度となく指摘されてきた。最近では、2011年3月にも北京-上海間の高速鉄道建設工事で不適切な49億元の契約が発覚したことがあった。

<sup>76</sup> 江利紅「現代中国における“法治主義”とその実現に向けた課題」比較法雑誌、日本比較法研究所、第45巻、第1号、372-382頁

<sup>77</sup> <http://www.ccdi.gov.cn>

<sup>78</sup> Wall Street Journal 2013年9月6日

<sup>79</sup> 日本経済新聞 2013年7月18日

<sup>80</sup> Wall Street Journal 2013年8月2日

<sup>81</sup> 張瑞（吉林省公主嶺市公安局経偵大隊）法律教育網 2008年11月12日

<http://www.chinalawedu.com/news/16900/175/2008/11/wy48551541311211180026840-0.htm> 最終アクセス日 2013年8月13日

## 第2章 中国事業における企業コンプライアンス体制の構築

### はじめに

近年、中国政府は、商業賄賂が通常の市場秩序をもたらす弊害を十分に認識して、汚職の防止と撲滅に対して積極的に取り組んでいる。ただし、商業賄賂は中国の金融、医療、不動産などの重要な経済分野で横行しており、賄賂に対する認容度が比較的に高い中国の文化及び商慣習を背景に、コンプライアンスに対する中国企業の認識は未だに不十分である。

たとえば、2011年度に監査法人アーンスト・アンド・ヤング（E&Y）が銀行、医療保険、石油ガス、声明科学、電力と公共事業、公共管理、小売、卸売の七つの業界に対する調査結果<sup>1</sup>によると、グローバル企業は、企業が直面するリスクの優先順位において、監督管理とコンプライアンス、コスト削減、人材管理が重要な三つのリスクと認識していた。一方で、中国ローカル企業にとっては、新技術、人材管理、政府機能の強化が最優先の三大事項となっている。このような調査結果はコンプライアンスの重要性に対する中国企業の認識がそれなり高くないことを示している。

一方で、欧米各国が米国の「海外腐敗防止法」（FCPA）及び英国の「賄賂防止法」（Bribery Act）、不正競争防止法等に基づいて、贈賄の摘発を強化し、贈賄犯罪に対して多額の罰金を科す事案が多くなっている。そのため、中国企業は、海外事業における多額の罰金・企業イメージダウンなどのリスクを回避するため、グローバル企業を学んで、コンプライアンス体制を構築し、整備することに取り組んでいる。

このように、中国国内外における贈賄リスクが高まる事業環境において、企業としては、法に基づく経営を行い、効果的なコンプライアンス体制を確立することが不可欠である。そのため、企業はコンプライアンスに関する行動規範、指針及び手順を明文化して、全従業員及び社外の関係者に周知させる同時に、持続的な社員研修、定期的なモニタリングなどの措置を通じて、有効な内部統制を行わなければならない。さらに、贈収賄関連の中国の法令政策の変化、及び自社コンプライアンス体制上の問題点などを視野に入れて、適時に改善策を講じて、コンプライアンス体制を整備することが必要となっている。

## 第1節 商業賄賂多発の原因及びその弊害

中国では、競争の公正さを保ち、社会への信用を保つため、事業者が商品を販売、購入するために相手方に賄賂行為を行ういわゆる「商業賄賂」を禁止し、贈収賄行為に対して摘発し、処罰してきた。

但し、中国市場での競争がますます激しくなっているビジネス環境で、取引の機会を得るために、外資企業を含む中国国内企業では政府部門又は取引先（国営、民営企業など）に対して商業賄賂を供与する行為が多発している。特に、医薬、不動産、教育、金融、資源開発などの分野で商業賄賂が慣行化しており、賄賂対象が主に公務員と国営企業の責任者又は業務担当者らとなっている。そのほか、商業賄賂の供与の形態は、現金、リベート、コミッション、コンサルタント費、宣伝費などの名目による金銭供与のほか、海外視察又は研修費用の負担又は援助など、その手口が多様化している。

中国で商業賄賂が横行する背景には、市場・行政・商慣習及び立法などの諸原因が取り上げられるが、商業賄賂防止に関する立法上の不備及び法執行力の弱さが商業賄賂の多発する重要な原因と言える。

現在、中国の反商業賄賂関連規定は、刑法（2011年5月1日改正）、反不正競争法、商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定、収賄刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見等各法令及び公務員と共産党員に関する規律規範などに分散され、米国の「海外腐敗防止法」（FCPA）又は英国の「反贈賄法」のような特別法が存在せず、商業賄賂防止に関する法体系が未だに整っていない。2011年2月25日、全国人民大会常務委員会が公布し、実施した刑法修正案（八）では、海外贈賄に関する規制を追加して、海外における中国企業の贈賄行為が刑事犯罪の対象となっているが、その具体的な適用基準は明確ではない。

次に、既存の反商業賄賂関連規定においては、商業賄賂の一部の形態だけが定められており、全ての商業賄賂形態に対する具体的な判断基準が明示しておらず、処罰に必要な贈収賄額及び罰金の金額に対する基準も明確ではないため、贈収賄行為に対する処罰はケース・バイ・ケースで判断される。また、商業賄賂に対する行政罰金の最高額は20万元に過ぎず、非公務員に対する贈賄者に対する刑事処罰も3年以上10年以下の懲役および罰金の併科となっている。また、非公務員の収賄に対する刑事処罰は、金額が大きな場合は5年以下の懲役又は禁固、金額は巨大である場合は5年以上の懲役及び財産の没収の併科とな

っている。贈賄行為による見返りとして巨額の利益が得られることに比較し、行政と刑事の処罰力が弱く、贈賄者の違法コストが比較的に低いことが、中国政府が商業賄賂を厳しく摘発・処罰しても撲滅できていない重要な原因ともいえる。

さらに、商業賄賂案件を管轄する政府機関は、公安部門・検察院・工商行政管理局など各部門に分散されて、未だに一本化されていない。現在の法令上、贈賄案件の捜査について、企業及びその従業員の贈賄、銀行と金融機関従業員の収賄は公安機関が管轄し、他の贈賄案件は検察院が管轄することになっている（刑事訴訟法第18条）。一方で、「反不正競争法」の規定によると、商業賄賂行為を監督検査する部門は、県レベル以上の工商行政管理部門及び市場管理に係わる他の行政機関（例えば、品質技術監督部門、物価主管部門など）となっている（第16条）。そのほか、「中華人民共和国薬品管理法」では、工商行政管理部門、薬品監督管理部門、衛生行政管理部門が商業賄賂を調査・処罰する主管部門となっている（第90条、第91条）。このように、商業賄賂案件の調査・処理において、複数の政府機関がそれぞれの管轄権限をもっているので、商業賄賂案件の調査・処罰の過程において、その調査が円滑に、効果的に行われず、商業賄賂行為を有効に摘発・処罰できない場合もある。

商業賄賂は、市場の効率的な運営と資源の合理的な配分を阻害し、取引費用が高まり、その結果としては、競争の本質が損なわれ、消費者に直接又は間接的にその負担を移転させ、社会的な浪費を引き起こす。また、商業賄賂の授受行為は、政府機関の通常の管理活動を妨げ、社会風紀を歪む影響がある。さらに、商業賄賂が慣行化になる場合、不必要な社会費用をもたらすだけではなく、中国国内の投資環境を悪化させる可能性が高い。仮に、企業が商業賄賂の供与を通じて短期利益を追求し、本来企業としてあるべき技術革新、経営改善を重視しない場合、企業の競争力を向上して、持続的な成長を成し遂げることは不可能である。

## 第2節 反腐敗・汚職防止を巡る最近の動向

近年、中国の共産党指導部及び政府機関は、汚職腐敗が市場秩序、社会風紀、企業の持続的な成長にもたらす弊害を十分に認識し、商業賄賂に対する取締りをより一層強化している。一方で、国営企業を含む多くの中国企業が積極的に对外投資を行い、海外で多岐にわたる事業を展開する中で、中国の贈収賄防止法令の規制を受ける同時に、事業運営地の

贈収賄防止に関する法律（例えば、米国の FCPA など）の規制を受けることとなっている。

## 1 党指導部による反腐敗キャンペーンの強化

中国の習近平総書記ら党指導部の発足後、党指導部は汚職対策を政策課題の重要項目の1つとし、汚職や接待に対する厳しい監視・対策による反腐敗活動を展開し、党と政府幹部の汚職を追及し、党への民衆の信頼を高めることに尽力している。

習近平総書記は、就任後の最初の講話で、「腐敗問題がますます激しくなっている。放置すれば、最後に亡党亡国に至る」と指摘し、腐敗・汚職に厳しく対処する意向を表明した。

また、2013年11月、中国共産党中央委員会第三回全体会議（第十八屆三中全会）で可決した「改革を全面的に深化する重大問題に関する決定」では、政府機関のスリム化、投資プロジェクトに対する許認可権限の移譲、政府機能の転換を更に行い、腐敗とレントシーキングの空間をより大きく圧縮し、それによって源から腐敗を予防することを明言した。さらに、2013年12月中国共産党中央委員会が公布した「健全な腐敗取り締まり、予防システム構築の2013-2017年工作計画」の中では、今後の5年間の持続的な努力を通じて、科学的な手段をもって有効的に腐敗を予防し、商業賄賂案件を含む汚職案件を厳重に取り締まることを決定している。

第十八回三中全会以後、党指導部は、各地方に巡回組を派遣し、観察対象地域及び企業の反腐敗状況を調査している。今回の巡回組は、巡回対象地域又は企業の責任者の個人関連事項に対して抜き取り検査を行い権限を持って、党組織責任者らの腐敗・汚職問題を調査・監督している。

人民網の報道によると、第十八回三中全会以後、18名の副部長レベル以上の政府高官が腐敗問題で調査・免職されている。その中には、公安部の副部長、国家国有資産管理局の主任などの中央政府機関の高官のほか、南京市市長などの地方政府のトップが含まれている。これは、習近平政権が反腐敗の決心を示しており、各レベルの共産党幹部が自律することを促す抑止策となっている<sup>2</sup>。

なお、2013年12月29日に党中央組織部が発表した「指導幹部の個人事項報告制度の一層強化に関する通知」では、党の指導幹部が子供の移民、職業、個人収入、不動産、投資などの個人関連事項を報告する義務を定めている。今後、党の指導幹部が個人関連事項に偽りの報告をした場合は抜擢されず、情状が重大な場合は公職から解除され、ひいては司法機関の調査を受ける可能性がある<sup>3</sup>。

2014年に入っても、中国の党指導部が推し進めている反腐敗キャンペーンは強い勢いを維持しており、今後より多くの腐敗高官が摘発される可能性が高くなっている。今後、反腐敗・汚職に対する党指導部の厳しい姿勢が変わらず、自ら率先垂範する場合、中国社会における腐敗・汚職リスクに対する意識も大幅に改善される可能性もあり、今後、党指導部による反腐敗キャンペーンの動向が注目される。

## 2 商業賄賂に対する取り締まりの強化

近年、中国では、賄賂犯罪及び商業賄賂行為に対する取り締まりがさらに強化し、取締りの対象、範囲を広げている。

中国の最高検察院の公表によると、2013年1月1月から11月まで、全国検察機関の反贈賄部門で処理した贈賄犯罪案件は16510件で、関与した人数は23017人で、総金額は55億人民元に達する<sup>4</sup>。さらに、贈賄犯罪案件に係わる人数、金額は増加の傾向で、2008年から2012年まで処理した受賄、贈賄犯罪人数は5年前よりそれぞれ19.5%と60.4%に上昇した<sup>5</sup>。

また、今年7月、英製薬大手のグラクソ・スミスクライン（GSK）中国現地法人による贈賄事件<sup>6</sup>（GSK事件）が発生した後、国家工商行政管理局は、2013年8月15日から11月の間に医薬掛売、医療サービス、学校などの業界を重点として、入札過程における商業賄賂行為を厳しく調査・処罰するとの通達を公布し、製薬・医療・教育など商業賄賂が暗黙のルールともなっている一部の業界における商業賄賂の摘発に積極的に取り組んだ<sup>7</sup>。

そのほか、国家衛生・計画生育委員会は、今年12月27日に「医薬仕入・販売領域における商業賄賂不良記録の構築に関する規定」を公布・実施し、医療衛生機構の薬品、医用設備等の仕入行為を規範し、商業賄賂行為を取り締まっている<sup>8</sup>。同規定によると、現地の商業賄賂不良事実が一回記録された制約会社及びその代理人に対し、省級区域内の医療機構又は財政資金を受けている医療衛生機構は不良記録名簿が公布された後2年内に上記会社又は代理人から薬品、医用設備などを仕入れることを禁じている。また、5年内に2回以上商業賄賂の不良が記録された企業及び代理人に対し、全国の公立医療機構又は財政資金を受けている医療衛生機構は2年内に上記会社又は代理人から薬品、医用設備などを仕入れることを禁じている、との罰則を定めている。

さらに、今年のGSK事件の捜査・摘発では、中国の公安部が指揮をとって、上海、長沙、鄭州などの地方公安当局が捜査を進めて、その結果として、GSK中国現地法人の幹部数人

を逮捕・起訴された。これを契機として、その他複数の外資系製薬会社に対しても、公安当局の調査が行われた。こうように、中国の公安当局が商業賄賂事件の捜査に積極的に介入する背景には、中国における商業賄賂の形態が益々多様化し、且つその手口が巧妙化されている現状を対し、中国政府としては、犯罪の捜査経験が豊富で、捜査権を持つ公安当局の捜査を通じて、商業賄賂の手かかりを迅速に把握し、有効的に摘発・処罰する狙いがうかがえる。

### 3 中国企業の海外進出に伴う贈賄リスクの増大

近年、中国企業の国外進出が活発になって、既に中国移動、中国海洋石油、中国石油化学などの多く会社は英国で事業を行っており、中国石油、百度、中国人寿など百社以上の中国企業が米国の証券取引市場で上場している。

2013年9月、商務部、国家統計局及び国家外貨管理局が共同で公布した「2012年度中国対外直接投資統計公報」によると、2012年度中国の対外投資額は878億米ドルで、世界第3位の投資国となっている。中国企業の直接投資先は主にアジア、北米、欧州であり、雇用した外国人従業員は70.9万人で、その中先進国の従業員は8.9万人である。さらに、2012年度は中国企業による対米投資が急増し、米国は香港を継ぐ中国の第2の直接投資目的地となっている<sup>9</sup>。

これに対し、米国・英国などの先進国では、反賄賂に関する法体制を整備され、その執行力も次第に強化され、法令違反時の制裁金も莫大となっている。近年米国が処理した商業賄賂関連案件の中で、その8割が中国事業とかかわっている。

また、世界銀行が公布した詐欺と贈賄容疑があつて一定期間中に世界銀行が資金を提供するプロジェクトへの参加が禁止されている企業名簿には中国地質工程集団公司、中国路桥工程有限公司、中国建築工程總公司などの5つの企業が記載されている。上記のプロジェクト参加が禁止された企業にとっては、グローバル競争において非常に不利な立場におかれることは言うまでもない事実である<sup>10</sup>。

このように、国外においても、企業の腐敗・汚職行為に対する取り締まりが益々強化されている中で、企業の反腐敗ポリシー及び贈収賄防止関連指針の制定及び実施が益々重要となっている。企業が腐敗リスクが高い国・地域で事業を行う場合、汚職への関与を根絶することは現実問題として極めて困難である以上、コンプライアンス制度を充実させて、リスク軽減に努めるよりほかない。企業がコンプライアンス体制を強化することは、適時

に社内の不正行為を発見し、解決することに役に立つだけではなく、海外事業運営の中で、不正又は賄賂犯罪が発覚された場合、有効的かつ効率的な対応を通じて、当該リスクが企業のレピュテーションの低下、多額の制裁金による経済損失などの悪影響を最小限に低減することもできる。さらに、コンプライアンス体制の強化は海外事業の運営にも有利となる。なぜならば、世界多くのグローバル企業は既に反腐敗ポリシーをとっている企業と業務を開拓することを望んでいるからである。要するに、贈賄リスクは、今や海外進出企業の存亡に関わる重要なリスクと言える。

現在、一部の中国企業では、既にコンプライアンス体制を整備し、海外業務における腐敗問題を重視している。例えば、中国海洋石油総公司は、「従業員規律違反処理弁法」、「海外コンプライアンス就業マニュアル」などの制度を作成して、海外子会社の合法的な経営を促すことを目的とする。会社は、通報責任者、連絡方法、住所を設定し、かつ電子メール・FAX・録音電話などの多種のルートで、コンプライアンス関連情報を従業員及び社外第三者に公開している。また、「事実明確、証拠確実、定性正確、手続合法、処理適当」の原則に基づいて、コンプライアンス制度違反行為を調査、処理し、違法の容疑者は司法部門に移送する。

そのほか、中国海洋石油総公司は、コンプライアンス建設及び汚職防止の結果を評価体制と連結させて、所属部門の人事費総額及び給与総額ともリンクさせたほか、責任者任用及び候補幹部の選抜の基準ともなっている<sup>11</sup>。

### 第3節 コンプライアンス体制の構築と整備

現在、中国国内で商業賄賂を厳しく取り締まる気運が高まっている中で、有効なコンプライアンス体制を構築する、又は既存のコンプライアンス体制を見直すことは、企業にとって緊急の課題となっている。

効果的なコンプライアンス制度の確立は、適時に商業賄賂行為を発見し、贈賄を含む不正行為の発生リスクを予防・解決して、それにより法令違反による重大な処罰を受ける可能性を低減することができる。また、万が一贈賄事件が発生する場合でも、企業が健全なリスク管理を重視し、実践することを明示することから、企業信用への損害を最大限に低減し、法執行機関からの処罰を回避又は低減することができる。さらに、企業の従業員の倫理的な行動やコンプライアンスの制約を奨励する企业文化を促進することができる<sup>12</sup>。

企業は、その所在地、業界、運営規模、事業パートナー、政府の関与程度などが異なることによって、直面する贈収賄リスクの形態及び程度も同じではない。企業のガバナンスにおいて、最も重要なことは、継続して機能するコンプライアンス体制を構築することである。コンプライアンス体制の構築において、企業は、所属する業界、地域及び運営規模などに基づき、自社にもっとも適したリスク評価を行った上で、それに対応する社内コンプライアンス体制を構築しておく必要がある。さらに、近年中国の経済情勢、立法及び政策に変化が多いことから、企業をめぐる事業環境の変化、法改正に伴い、社内のコンプライアンス体制を適時に見直すべきである。

企業は、効果的なコンプライアンス体制の構築において、中国の商業賄賂規制における商業賄賂及びその形態、処罰基準などを十分に把握するほか、以下の構成要素について留意が必要である。

## 1 経営トップの重視

コンプライアンス体制の構築において、企業の経営者が商業賄賂のリスクの重大さの認識し、いかなる形態の贈収賄行為を許容しない姿勢を社内外に示して、汚職行為を許容しないという企業風土を醸成することが不可欠である。

経営者が贈収賄禁止に対する強い意思を表明・伝達するためには、企業のビジネス倫理行動規範、指針又は社会責任報告書に贈収賄の禁止を宣言する誓約文を加え、社内外に公開するほか、社内報等の社内配布物、インターネット(社内ホームページ)等を利用して、継続的にコンプライアンスに関するメッセージ・情報の発信を行うことが重要である。また、経営者の日常の発言において、不正な方法に頼らない経営管理が本当の意味での競争力がある企業を作り上げ、企業の成長を支えるとの姿勢を繰り返し伝達する努力も必要である。そのほか、経営者が行動規範又は指針の制定作業に直接関与して、自分の価値観を社内規則に反映させることも検討する必要がある。

一旦、経営者がコンプライアンスを重視し、日常の行動において率先垂範すれば、経営者の贈収賄禁止に対する姿勢と倫理観が中間層を含む各レベルの従業員に伝われ、既存のコンプライアンスシステムが本当に機能することができ、コンプライアンスに対応しえる文化を社内に醸成しやすくなることは間違いない。

逆に、経営者がコンプライアンス重視を打ち出しながら、利益獲得に関心を示しており、毎年の予算策定、人員計画策定にあたって、コンプライアンスに要する費用・人員を十分

に割り当てず、またはその削減や抑制を求めるような発言又は行動があれば、中間層と現場従業員は、コンプライアンス対策が所詮建前であり、業務上の優先事項ではなく、真剣に取り組む必要はないと受け止め、目先の利益を得るため関係者に賄賂を許与するなどの法令違反を犯す可能性がある。このような企業風土では、例えコンプライアンス指針と手順を規定したり、コンプライアンス委員会及び担当部門を設置しても、コンプライアンス体制が正常に機能するはずがない。

要するに、経営者が率先してコンプライアンスを経営の柱の一つとして、贈収賄を許容しない姿勢を社内外へ表明する同時に、個々の事業活動の中にコンプライアンスを前向きに活かしていくことがなにより重要となる。

## 2 ビジネス倫理行動規範、指針の制定

企業は、コンプライアンスを強化するため、企業のビジネス倫理行動規範、贈収賄防止方針及び手順などのコンプライアンスシステムを構築し、その実施を義務化することが重要である。

ビジネス倫理行動規範には、企業の経営理念、経営目標、従業員が遵守すべき義務などを掲げるほか、いかなる形態の贈収賄を禁止し、且つ贈収賄を許容する他の企業とは提携しないことを明言すべきである。また、贈収賄禁止条項では、企業の従業員が、直接的か間接的かにかかわらず、公務員（外国の公務員を含む）、顧客、ビジネスパートナーまたはその他の個人や事業体に対して、不正な利益を図るために財物又はその他手段による賄賂を提示、支払、供与、または約束を禁じる同時に、従業員が直接的または間接的にビジネスパートナーから賄賂を要求、受け取ることに同意、または受け取ることを禁じるほか、その違反行為に対する処罰を明確に記載する必要がある。

ビジネス倫理行動規範は、できるだけその内容が明確、簡潔であり、かつ全従業員および企業のために業務を行う社外関係者（代理人、ブローカー、ビジネスパートナーなど）が容易にアクセスできるようにしておく必要がある。また、企業の事業内容の変化、関連法令の改正などに伴って、定期的に問題点を検討し更新することも不可欠である。

一方で、贈収賄防止に関する指針は、会社のすべての役員、従業員及び社外関係者が、日常の業務活動において、どのように行動するかを示したものである。指針では、企業内のコンプライアンスへの責任体制、贈収賄禁止通則、業務上の接待、贈答、販売促進費用、慈善寄付などの基準、社外関係者とのビジネスにおいて遵守すべきルール、通報義務と通

報先、及び違反行為に対する処分手続などを詳しく定めるほか、日常の業務において、指針に従っても問題が明確に解決されない場合は、コンプライアンス担当部門又は法務、人事の担当者などに質問・相談することを奨励すべきである。

有効な贈収賄防止関連指針の策定にあたって、企業は、まず、その提供する製品・サービス、所属業界における贈収賄リスクの高さ、政府関係者との接触頻度、代理人・ブローカーの起用実態などの社内外リスクを検討しなければならない。また、中国の贈収賄関連法令、中国が加盟した関連条約及び海外事業所在地の賄賂関連規制を熟知した上、贈収賄行為の類型及び通常の接待、贈答、寄付などの社内基準を具体的、明確に定めて、日常業務における正しい判断基準を設けることが重要である。

贈収賄防止指針の内容上、贈収賄及びその形態に関する用語については、現行法令・条約における下記の定義又は解釈を反映する必要がある。

- ・財物：金銭及び実物を含むほか、販売促進費、宣伝費、贊助費、科学研究費、労務費、コンサルティング料、手数料等の名目を利用して、又は各種費用を精算する等方式により、取引先等へ財物を送る行為を含む<sup>13</sup>。
- ・その他の手段：国内外の各種名義の旅行、視察等、財物以外の利益供与を含む<sup>14</sup>。
- ・不正な利益を図ること：贈賄者が、法律、法規、規則又は政策規定に違反する利益を図り、又は相手側に対して、法律、法規、規則、政策、業界規範の規定に違反して援助又は便宜条件を提供するよう要求することを指す。入札、政府調達等の商業活動において、公平原則に違反して、関連人員に財物を提供して競争優勢を図った場合を指す<sup>15</sup>。
- ・公務員：国家機関で公務に従事する人員」を指す。それ以外にも、①国有会社、国有企业、国有事業単位、人民団体中で公務に従事する人員、国家機関、国有会社、国有企业、国有事業単位が、非国有会社、企業、事業単位、社会団体に派遣し、公務に従事する人員も国家工作人員と扱われる<sup>16</sup>。
- ・外国公務員：外国の立法、行政又は司法に属する職にある者（任命されたか選出されたかを問わない）及び外国のために公的な任務（当該外国の公的機関又は公的企業のための任務を含む）を遂行する者<sup>17</sup>。

また、通常業務の中で必要な接待・贈答・寄付などの判断基準については、下記の事項に留意が必要である。

- ・食事の基準：食事の回数、金額大小、取引との関係性（時期、取引規模等）、見返りとしての利益の有無、のような要素を考慮し、商業上の習慣の範囲を超えて範囲で、その基準

を設けるべきである。

- ・賄賂と贈答の区別基準：財物の受渡しが発生した背景（親族・交友関係、過去の交流の状況）、供与・收受された財物の価値、財物の供与・收受の原因、時期および方式並びに職務上の請託の有無、及び收受者が職務上の便宜を利用して提供者の利益を図ったか否かを判断基準とすることできる<sup>18</sup>。
- ・贈答品：少額にもかかわらず、販売促進との事実に従い帳簿上も記載すべきであり、贈答品であることを証明する工夫も必要である。
- ・合法的なリベート・値引き：企業の会計帳簿にリベートの記載をしているか、及び帳簿上の記載が事実に従った正確なものか否かが一つの判断基準となる。
- ・慈善寄付：中国の公益事業寄付法に基づいて、「公益事業寄付証憑」を取得しなければならない。

なお、通常業務における接待・贈答・寄付などの行為に公務員が関与する際は、公務員に不適切に影響を及ぼすことを目的として任意の経済的利益を供与しているかのような外観を呈することのないように特別な注意を払うことを強調すべきである。

要するに、贈収賄防止に関する指針において、接待・贈答品等の金額又は具体的な判断基準を設けて、適切に運用した場合、従業員が会社の方針に従って業務を遂行する上で重要な役割を果たす。同時に、万が一、従業員による商業賄賂行為が摘発され、当局から会社の責任が追及される場合、指針は従業員の贈収賄行為が企業の倫理に反することを証明する根拠となって、会社の賄賂リスクを低減することができる。逆に、会社に贈収賄防止指針などの文書が存在しない場合、調査機関から社内の内部統制が十分に維持されておらず、会社のトップ又は業務責任者が商業賄賂を黙認（又は協力）したと疑われる可能性がある。

### 3 コンプライアンス部門の設置

上記のコンプライアンス指針及び手続を制定し、効果的に機能させるためには、企業の倫理部門を統括する役員がトップとし、コンプライアンス、法務、人事、監査部門の責任者より構成されるコンプライアンス委員会を組織しなければならない。委員会の主な役割は、コンプライアンスの基本方針の決定、コンプライアンス担当部署、担当責任者の役割と責任を決めるほか、不祥事発生時の対応と再発防止策を構築することである。また、委員会は、定期的に会社のコンプライアンス体制の適合性、実効性などを検討し、必要に応

じて改善策を構築し、且つ検討結果を董事会に報告することが必要である。

そして、委員会の下部組織として、コンプライアンス体制を構築・運用する統括部署を設け、コンプライアンス体制の構築・運用、社内の各部門に対して指導・改善、コンプライアンス研修の実施、違反行為を発見した場合の調査などの権限を付与する。コンプライアンス統括部署は、業務部門と独立し、監督・調査の権限を有するほか、直接かつ定期的にコンプライアンス委員会又は董事会へ報告できる体制が必要である。

そのほか、各業務部門にコンプライアンス担当責任者又は担当者を指定して、担当部署におけるコンプライアンスのあり方を監視し、その遵守状況をチェックするほか、適時に改善策を取り組むことも、贈収賄の予防及び不正行為の早期発見につながるといえる。

#### 【事例】

アリパパ集団は、2011年からコンプライアンス部門を設立して、汚職防止業務を取り扱っている。また、会社の創業者の一人がコンプライアンス部門の責任者で、部門のメンバーは会社で8年以上勤務した弁護士・会計士及び警察の経験がある従業員より構成されている<sup>19</sup>。

#### 【事例】

LENOVOは、倫理とコンプライアンス部門を設立して、従業員の日常業務に必要な法律資源及び情報を提供して、経営所在地の法令を遵守させるほか、倫理及びコンプライアンス責任者を任命して、グローバル全社の倫理・コンプライアンス計画を制定し、会社の贈賄防止ポリシーを従業員に伝達している<sup>20</sup>。

## 4 継続的な研修と教育

中国法令上、従業員が企業のために賄賂手段により自社製品・サービスを相手に提供する行為は、企業の行為として認定され、経営者が責任を負うリスクがある。企業による賄賂提供があると認定された場合、経営者は、直接に責任を負う主管者及び他の直接責任者として、業務担当者と同じ刑事責任を負うことになる。また、従業員が職務の便宜を利用して贈賄し、企業の贈賄にならない場合であっても、当該従業員への監督不行き届きで管理者としての責任を負うことになる。

そのため、企業は、経営層を含む全従業員に対して持続的な研修又は教育を行って、関連法令の規定を周知徹底させる同時に、社員研修の結果を文書化することが重要である。

研修の主な目的は、贈収賄関連法律知識の習得及び理解、コンプライアンス意識の強化、

及び業務上の行動ルール及び具体的な違反行為に対する判断力の向上のほか、コンプライアンス違反の場合の解雇などの不利益処分を認識させることである。

研修の実施方法においては、教育・研修の担当部門やコンプライアンス担当部門から定期的・継続的にアンケートを実施する、又は講義（又はウェーブ講義）を行うなど多様な形で行うことができる。従業員に対する講義では、受講者の理解を助けるため、単に法律知識を伝えるのではなく、具体的事例を列举して説明する、及び質疑応答を行うなどの工夫が必要である。さらに、海外子会社の現地従業員に対しては、現地語で資料を作成して講義をしなければならない。

効果的な研修においては、研修の結果を文書化することが重要である。そのため、研修に参加した全従業員から、商業賄賂防止に関する企業のポリシー、指針及び手順を理解し、熟知しており、それを遵守するとの誓約書をもらうことが重要である。さらに、研修活動の過程に対して、写真をとる又は録画して、保存することも必要である。研修結果の保存・文書化作業は、従業員にコンプライアンスに対して真剣な立場をとらせ、商業賄賂犯罪を予防する役割を果たすだけではなく、企業が商業賄賂犯罪に関わる場合、企業の被害を極小化するための証拠として利用できるとの意義がある。

そのほか、社内研修は、販売、調達など贈収賄リスクが高い部門に対して重点的、持続的に行うほか、事業の必要に応じて、販売代理人、ブローカー、顧問、下請け業者などの関係者にも研修を行うことに留意が必要である。

### 【事例】

富士フィルム（中国）投資有限公司では、新入社員の研修において「企業憲章、行動規範」という研修プログラムを実施している。同研修プログラムでは、人事部門から派遣した講師のほか、他の部門で勤務履歴が長いベテラン従業員も新入社員に対して「規律と法令順守」テーマまで講義を行う。ベテラン従業員の講義では、従業員が企業の行動規範に対する本人の理解を述べて、実例に触れるため、新入社員の理解を得ることが容易となる。そのほか、人事総務部門では、社内印刷物に行動規範及び事例分析を連載し、日常の研修と繋いでいる。そのほか、経営トップである総裁・副総裁はコンプライアンス管理を重視して、研修では常に率先して発言する<sup>21</sup>。

## 5 内部通報制度

有効な内部通報制度は、企業が適時に贈賄・汚職の疑いに関する情報を収集し、コンプ

ライアンス制度の継続的な改善を行う有力な手段である。

内部通報制度の設計において、まず、内部通報規程を定め、担当部署を決めるほか、従業員およびその他の者が贈収賄防止指針違反の疑念および違反の事実を、報復の危険なしに、実際に通報できるような窓口を提供しておくべきである。通報窓口は、1つに限る必要はなく、社内と社外に複数設置することも考えられる。通報は、メール、電話、口頭、面談、書面に限らず、通報の事実が漏洩しないようセキュリティに配慮し、通報された内容はコンプライアンス統括部門経由で適時かつ適切に董事会に報告できる、などの工夫が必要である。

そのほか、通報窓口に関する情報をコンプライアンスの冊子やハンドブックに記載するほか、ホームページでの案内、教育・研修や社内報等で公開して、相談窓口があることを社内に周知させる。また、ビジネスパートナーと締結する反賄賂契約又は調達契約などに通報窓口に関する内容を記載することを通じて、企業の取引先、代理人などの社外関係者も通報制度を利用できるようにする。

通報制度の運用において、相談窓口があることの継続的な周知は必要であり、かつ持続的に行う。そのほか、不正に関与してきた者が自ら申告した場合は処分を軽減し、通報義務を怠った者に対しては処罰を科するとの姿勢も重要である。

要するに、内部通報制度の活用によって、社内の不正情報が社外よりもコンプライアンス統括部署又は経営層に適時かつ適切に通報される場合、不正の早期発見及び解決、行政機関等による処罰リスクの回避、及びコンプライアンス体制の整備にも有益になる。

## 6 第三者（代理人等）に対するコンプライアンス対策

通常、企業の事業展開において、代理人・ビジネスパートナー、コンサルタント、法務又は税務顧問、小売り業者などの関係者（以下「第三者」という）の活用は、企業の成長に不可欠である一方で、それぞれが不利益を招き入れる可能性もある。

現在、中国国内で注目を浴びる GSK 事件では、GSK 中国現地法人の責任者らが同社のビジネスパートナーである旅行会社を経由して贈賄を供与し、会社の内部手続と監査を避けたことが一つの特徴である。

そのため、企業の贈収賄防止指針の運用において、第三者のコンプライアンス管理を重視して、第三者の業務能力又は第三者が供給する製品・サービスの質に対して審査するのではなく、第三者を通じて公務員又は国有企业と接触する又は取引をする場合には、事前

に定めているデューデリジェンスを行うほか、取引関連文書及び定期的な検査手続を行うことが特に重要である。

現在、中国における国有経済の規模が大きく、公務員の権力が強い現状で、商業取引の相手方が公務員又は国営企業であるか否かを知ることが非常に重要な場合がある。例えば、通常の顧客の従業員に対しては通常の接待とみなされるような接待、贈答または交通費精算を公務員又は国営企業の従業員に対して行った場合、違法な贈賄とみなされる可能性がある。国営企業の従業員が、たとえ役職名や職責が完全に商業的なものであっても、公務員である可能性があり、日常の業務において、相手の責任者又は担当者が公務員にあたるか否かを判断し、正確に把握することは、それなり容易なことではない。その結果、国営企業の従業員に対する金銭の支払、贈与、または接待のすべてについて、中国の刑法に抵触しないよう十分に精査しなければならない。

企業の実務上、第三者などの選定・利用においては、すくなくとも下記のような対応が必要となる。

- ・第三者の選定に先立って、その基準を決めておく。
- ・贈賄リスクの疑いがある第三者に特化して、デューデリジェンスを実施する。デューデリジェンスの目的は、第三者と公務員又は国有企業との関係、取引のために公務員又は相手の業務担当者に贈賄行為をおこなっていないかなどの実態を把握することが重要である。

デューデリジェンスは、選定した第三者に調査票を送付し、回収する、又は相手の業務担当者への質問した上、質問回答と調査票の総合分析し、必要に応じてバックグラウンド調査を実施して、報告書を作成、提出する、などの手順で行うことができる。

- ・第三者との取引契約の中に、贈収賄関連法令及び企業の贈収賄防止指針を遵守することを確認する声明・陳述条項、及び第三者が贈収賄法令上の義務を違反した場合、本契約を解除できる権利条項、並びに賄賂の可能性があると合理的に判断される場合、当該第三者に対して監査を行う権利を有する旨を盛り込むことが必要である。
- ・第三者に対して、企業の贈収賄防止指針の周知徹底を目的とした研修の実施と研修記録に加え、参加者からの指針遵守に関する誓約書などを提出してもらい、社内で保管する。

そのほか、第三者に対する贈賄・腐敗防止に向けたモニタリングを実施し、贈収賄リスクが発見された場合は、その是正を求める書面を直ちに相手に送付し、それを是正しない

場合、契約の即時解除を行うような対策の策定し、実施することも重要である。

要するに、コンプライアンスの視点から、企業は、第三者に対して、贈収賄関連の情報を収集し、場合に応じて相手に対してデューデリジェンスを行う、関連契約書に賄賂防止条項を記載する、及び第三者へのモニタリング作業を文書化する作業を通じて、第三者の賄賂犯罪が摘発された場合であっても、調査当局に企業の故意又は関与がないとの証拠を示して、第三者より生じえる賄賂リスクを最小化するような工夫が必要である。

#### 【事例】

江蘇洋河酒場株式有限公司では、全ての供給先と「反腐敗契約」を締結し、その中に汚職行為がある場合は直ちに業務を中止する旨を定めている。そのほか、会社は定期的に供給先の業務担当者を集めて会議を行って、当該業務担当者らが反腐敗契約を遵守することを強調する。同時に、会社は、定期的に反腐敗関連の要求などのメッセージを供給先業務担当者と責任者を送って、双方が共同で良好な取引環境を維持するように努力することを強調する。さらに、企業の仕入業務部門に担当者には、「廉潔自律誓約書」を署名させ保存する<sup>22</sup>。

## 7 持続的なモニタリング

企業は、賄賂に関する企業内外の潜在的なリスクの性質及び影響の範囲を評価するため、贈収賄防止指針及びその手順従って、定期的・持続的なモニタリング及びレビューを行い、必要に応じて改善を行うべきである。企業内部の監視機能を強化することは、商業賄賂関連法令を違反するおそれがあるリスク要因を社内で解消するための非常に重要な作業となる。

中国では、「上有政策、下有対策」（上に政策があれば、下に対策があり）と言われる文化に代表されるように、企業が決めたコンプライアンス指針又はその手順が現場作業に合わないという理由で、中間層又は現場が勝手に変更してしまう事例がよくある。したがって、既存のコンプライアンス統制が本当に機能しているかを確認するためには、日常的にモニタリングすることが重要である。

持続的なモニタリングを行うためには、企業の業務部門から独立した内部監査部門を設け、且つ十分な人員を配置して、従業員が法令や贈収賄防止関連規範・指針が守られているか、策定された規範・指針及び手順に不備な点はないかなどをチェックする。もしも、不遵守や不備が認められれば、コンプライアンス統括部署とともに改善のための取り組み

を推進するものとする。また、各事業部門の責任者は、それぞれの部門内におけるコンプライアンス体制を監督し、定期的にその運用プログラムの適切さ、妥当性、有効性を見直し、適宜、改良を実施すべきである。そのほか、企業は、日常の自主的な内部会計基準を強化する同時に、独立の外部監査制度を積極的に活用して、商業賄賂リスクを低減・解消する必要がある。つまり、コンプライアンスシステムは一度作ったら終わりではなく、継続的な改善が必要である。

第三者との業務に関するモニタリング作業においては、企業の業務担当者が、定期的に契約書上の腐敗防止に関する確認を行い、その結果を保存することではなく、第三者が企業のコンプライアンス指針の順守を拒否する、第三者（または第三国）経由での支払を要求するなどの複雑な支払方法を求める、または関連業務に対して過度な報酬を要求する、あるいはと第三者と公務員の間で家族関係又は取引関係のある、と判断する場合は、適時に上司及びコンプライアンス部門に報告し、必要に応じて対策を講じることが大切である。

そのほか、企業の事業内容、経済環境、取引先、法令、業界基準等は時とともに変化し、一度導入したコンプライアンス指針の運用過程において、その不備が発見される場合もあるので、継続的な改善が必要である。企業は、定期的なモニタリングを通じて、コンプライアンス指針が持続的に有効的に機能しているかを確認するほか、法執行機関に先立って社内又は業務関係者に存在する不正行為を発見し、適時かつ適切に内部調査を行って、不正行為を処罰する措置を通じて、贈収賄リスクが企業に与える被害を最小化する。

## 8 内部調査の実施

社内の不正行為は、しばしば内部告発、取引先からのクレーム、社内監査、人事異動または社外の噂などの事情を端緒として発覚することがある。

企業は、贈収賄に関する通報を受けた場合、自社の関連指針又は内部通報規程に定められている手続に従って、調査チームを立ち上げ、迅速かつ徹底的な内部調査を行わねばならない。

内部調査を開始する前に、内部調査の目的、範囲及び具体的な手続を明確化し、且つコンプライアンス統括責任者をトップとし、コンプライアンス・法務・財務・人事などの部門担当者を含む調査チームを立ち上げるべきである。内部調査の実施において、経験が豊富で、調査能力が強い外部の専門家（弁護士又は公認会計士）を活用することも効果的である。その同時に、贈収賄関連の証拠資料となる業務用メール、財務証憑、従業員の誓約

書など証拠文書を保全し、企業用サーバー、調査対象者のパソコン及びハードデスクなどの設備が壊されないような措置をとって、調査の実効性を確保すべきである。

上記の内部調査を実施して、贈収賄の事実が確認される場合は、その内在原因を分析し、再防止策を講じて、コンプライアンス体制をより一層整備することである。

さらに、贈収賄の噂又は情報が既に社外に流れている場合、企業は、積極的に内部調査を行う同時に、関連の政府当局及び調査機関と連携して、企業が内部調査を行っている事実を関連当局に確信させ、企業の信頼性を高めることが重要である。内部調査の結果、商業賄賂の事実が確認された場合、コンプライアンス体制の不備を整備すし、その結果を関連当局に報告して、企業に有利な処理を引き出すように努力すべきである。

要するに、企業は、自社に適したコンプライアンス体制を構築し、日常の自主的な内部調査を強化する同時に、独立の外部監査制度を積極的に活用して、自社に係わる商業賄賂リスクを低減・解消しなければならぬ。

## まとめ

近年、中国政府は、商業賄賂が市場秩序に対する悪影響を十分に認識し、贈収賄防止政策を次第に整備すると同時に、検察・公安など法執行部門による賄賂の取り締まりもますます強化している。

しかし、中国事業に運営において、中国特有の文化及び商慣習を鑑み、ビジネス活動における接待・贈答・リベートなどの行為抜きでは事業を拡大することが難しく、依然として賄賂リスクが大きいことが実情である。トランスペアレンシー・インターナショナルの13年度版の報告によれば、中国の腐敗認識指数<sup>23</sup>は昨年と同じく176の国の地域の中で第80位（順位が高いほど腐敗が低い）という結果となって、中国における賄賂リスクには依然として改善がないことを説明する。

近年、一部の中国企業では、コンプライアンス体制を整備し、贈賄防止対応策に力を入れている。但し、企業の策定した贈収賄防止指針では、その規定が比較的簡単で、かつ抽象的な文言を使っているため、業務担当者が日常の業務処理において直面する賄賂リスク及び形態、適切な対応を正確に判断することができず、規則制度が有効に運用されない場合がある。そのほか、企業のコンプライアンス部門又は必要な人員配置については、独立したコンプライアンス部門を設置するよりも、法務部門又は監査部門がそれぞれコンプ

ライアンス部門の職責を兼任している企業も少なくない。

そのほか、外国企業の中国現地法人のガバナンスにおいても、事業の規模が比較的多き現地法人でも、独立したコンプライアンス部門を設置し、ガバナンスを行う企業は少数で、実務上法務部門がコンプライアンス機能を果たす、或いは法務部門にコンプライアンス担当者が所属して執務する例がよく見える。また、贈収賄防止に関する指針の運用において、本社のコンプライアンス部門又は法務部門と現地法人の責任者又は法務担当者の認識が一致しない可能性を否認できず、本社指導のコンプライアンスが現地法人で有効に機能しない場合もある。

今年のGSK事件によって、中国でビジネスを展開する企業（外資企業を含む）は、中国におけるコンプライアンスの必要性が再認識されるようになっている。企業は、事業規模の拡大、多角化、グローバルに伴い、中国における贈収賄現状及びそれに伴うリスクを十分認識したうえ、自社に適したコンプライアンス体制を構築する、又は既存の体制を見直して、効果的に機能するような工夫が必要である。また、持続的な社内研修及び教育を通じて、贈収賄防止関連指針及び手順を全従業員に熟知させて、汚職事件が発生した時に関連部門及び関係者が迅速・正確に対応することも重要である。そのほか、有効な内部通報制度及び調査体制を運用して、社内の贈収賄行為を法執行部門よりも早い段階に発見し、処罰することを通じて、贈収賄リスクを低減し、企業が持続的に成長するように努力しなければならない。

---

<sup>1</sup> 蒋姪編『コンプライアンスグローバル会社発展の新たな趨勢』中国経済出版社、2012年、171頁

<sup>2</sup> 人民網 2013年12月31日

[http://www.yidianzixun.com/uc/article/news\\_717238dcfeee6b4b82a7ed304d08f932](http://www.yidianzixun.com/uc/article/news_717238dcfeee6b4b82a7ed304d08f932)

<sup>3</sup> 正義網 [http://news.jcrb.com/jxsw/201312/t20131231\\_1295579.html](http://news.jcrb.com/jxsw/201312/t20131231_1295579.html)

<sup>4</sup> 正義網 [http://hnpd.jcrb.com/hnjc/hn\\_jcyw/201312/t20131225\\_1291518.shtml](http://hnpd.jcrb.com/hnjc/hn_jcyw/201312/t20131225_1291518.shtml)

<sup>5</sup> 中国人大網 [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-10/22/content\\_1810629.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-10/22/content_1810629.htm)

<sup>6</sup> 人民日報日本語版 2013年7月25日

<sup>7</sup> 国家工商行政管理総局公告

[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201308/t20130814\\_137248.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201308/t20130814_137248.html)

<sup>8</sup> 中国政府網公告 [http://www.gov.cn/zwgk/2007-01/30/content\\_512647.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2007-01/30/content_512647.htm)

<sup>9</sup> 商務部記事 <http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201309/20130900292811.shtml>

<sup>10</sup> 蒋姪編『コンプライアンスグローバル会社発展の新たな趨勢』中国経済出版社、2012年、63頁

<sup>11</sup> 蒋姪編『コンプライアンスグローバル会社発展の新たな趨勢』中国経済出版社、2012年、177～178頁

<sup>12</sup> ベーカー＆マッケンジー法律事務所編『海外進出企業の贈賄リスク対応の実務』中央経済社、2013年、14頁

<sup>13</sup> 商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定 第2条

<sup>14</sup> 商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定 第2条4項

---

<sup>15</sup> 商業賄賂刑事案件を処理する際に適用する法律の若干問題に関する意見 第9項

<sup>16</sup> 刑法第93条

<sup>17</sup> 腐敗の防止に関する国際連合条約 第2条。2005年10月、中国は同条約に加盟。

<sup>18</sup> 商業賄賂刑事案件を処理する際に適用する法律の若干問題に関する意見 10項

<sup>19</sup> 梁建剛、林環、趙棟「民営企業はどうに反腐敗を行うか」解放日報 2012年5月11日

<sup>20</sup> Lenovo(中国)『2011年から2012年企業社会責任報告』、25頁

<sup>21</sup> 蒋炬編『コンプライアンスグローバル会社発展の新たな趨勢』中国経済出版社、2012年、239～241頁

<sup>22</sup> 江蘇洋河酒場株式有限公司『2012年度社会責任報告』、21頁

<sup>23</sup> [http://www.ti-j.org/cpi2013\\_ranking\\_data.pdf](http://www.ti-j.org/cpi2013_ranking_data.pdf)

# 企業倫理研究センター Working Paper 発行一覧

No.	発行年月日	題名／執筆者
1	H18年7月	■CSRと利潤動機 [永井 四郎]
2	H18年10月	■中国の企業統治と社会的責任－会社法改正と外資企業への影響－ [梶田 幸雄]
3	H21年6月	■容器・包装簡易化商品普及モデル－「容器・包装簡易化推進プロジェクト」報告－ [永井 四郎]
4	H21年7月	■産業界の視点から「排出権取引制度」を構想するNon-Cap Approachの提唱 [高 嶽・小野 宏哉・倍 和博]
5	H22年3月	■中国における企業内部統制 [梶田 幸雄・熊 琳・章 啓龍]
6	H22年7月	■The Environment and Real-Estate Investment:Responsible property investing [Yasuharu Takagi・Chihiro Shimizu]
7	H23年3月	■環境配慮型経営 麗澤コンファレンス－実施報告書－ [永井 四郎]
8	H23年3月	■いかにISO26000を個別組織に導入するか 『麗澤大学・ISO26000管理一覧』を巡って [高 嶽]
9	H24年4月	■組織公正と従業員の倫理的行動に関する実証研究 [横田 理宇・中野 千秋]
10	H24年10月	■The Investment Value of Green Buildings－The Sustainability of Property Value－ [Chihiro Shimizu]

[問い合わせ先]

〒277-8686 千葉県柏市光ヶ丘2-1-1

**麗澤大学企業倫理研究センター**

Tel:04-7173-3761 / Fax:04-7173-3767  
<http://r-bec.reitaku-u.ac.jp/>

掲載されている論文、写真、イラスト等の著作権は、麗澤大学企業倫理研究センター及び執筆者にあります。これらの情報は著作権法上認められた場合を除き、無断で転載、複製、翻訳、販売、貸与などの利用をすることはできません。